

めてその目的が達せられるものであるが、この点からも今後地すべりによる被害の除却または軽減の効果が上ることを期待するものであります。

第六は、関連事業計画の作成に關し定めたことであります。都道府県知事は、地すべり防止工事を行うとともに、地すべりによる被害を抑制し、または軽減するため必要があると認めるときは、その作成した地すべり防止工事基本計画を勘案して、家屋の移転、農業用施設の整備等に關する関連事業計画の概要を作成し、市長村長に提示して関連事業計画を作成するよう勧告するとともに、関連事業計画に基いて事業を実施した事業主体に対して事業費の補助を行い、また、地すべりにより被害をこうむる家屋の移転等に対し住宅金融公庫が融資をする等、地すべりの防止と並行して区域内の住民の生活の安定に資することとした。

第七は、地すべり防止区域の管理に要する費用の負担について定めたことであります。すなわち、地すべり防止施設の新設、改良その他、地すべり防止区域の管理に要する費用につき国の負担責任を明らかにし、地すべり防止施設の整備の促進をはかることとした。

最後に、ぼた山の崩壊の防止について定めたことでもあります。

この法律案の対象としておりますぼた山とは、石炭または亜炭にかかる捨石が集積されてきた山で、この法律の施行の際現に存するものであって、保安の責めに任ずる鉱業権者が存在しないものをいふのであります。ぼた山の崩壊の防止につきましては、地すべりの防止と大體同様でありまして、ぼた山を

含む区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを、ぼた山崩壊防止区域として主務大臣が指定し、ぼた山崩壊防止区域内における崩壊防止工事その他の管理は都道府県知事が行い、有害行為を規制し、区域の管理に要する費用は、都道府県が負担することとし、必要な範囲内において地すべりに關する規定の一部を準用することとして、ぼた山の崩壊防止についても必要な対策を講ずることとしたのであります。

以上が地すべり等防止法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(竹下豐次君) 根本建設大臣は衆議院の予算委員会に出席するため退席を求められております。やむを得ないことと思ひますが、諸君の御了承をいただきます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹下豐次君) 速記を始め

次に、地すべり等による災害の防止等に關する法律案について、発議者衆議院議員井手以誠君から提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(井手以誠君) ただいま議題となりました、地すべり等による災害の防止等に関する法律案について、提案の理由と概要を御説明申し上げます。

地すべりと地すべりの多いのは災害日本に宿命だといわれております。昨年七月、佐賀県伊万里市の人形石山に発生した地すべりは、人命八、家屋二十一をのみ、一億二千万円の損害を与えました。それは視察中の新聞報道記者

が、ペンと写真機を捨て、辛うじて助かったという一瞬の惨事でありました。

次いで八月静岡岡水窪町の地すべりによる国鉄飯田線の被害復旧は、国鉄の技術をもつても一カ月を要するといふおそろべき天災でありました。近時北九州を初め、相次ぐ豪雨の襲来によつて、地すべりは各地に拡大し、被害は随所に頻発し、建設省、農林省の調査によれば、地すべり被害の危険ある地区は、西九州、四国、北陸を中心

に三十余道府県にわたり、全国で五千萬戸、十四万町歩に上り、危険区域内の人家四万四千戸、田畑四万二千町歩に達し、このうち一万三千戸は日夜生命の不安に脅かされているのであります。

しかるに、これほどの危険状態に対しても、残念ながら災害防止の対策はほとんど講ぜられておりません。台風、豪雨の被害は予測することが困難であります。地すべりの危険はあらかじめこれを知ることができるのであります。さきに申し述べました伊万里市の地すべりも、もし事前に対策を講じていたならば、人命はもろろん、被害額はその半ばにも達していなかったであろうと言われているのであります。それにもかかわらず今日未然に防止する法規に欠けております。また、関係住民に家屋を移転する資力がございません。さらに自後の災害復旧に追われる地方公共団体には、事前に防止策を講ずる余裕はほとんどないのであります。関係者は生命財産を脅かされながら傍観するのやむなき実情でございます。

最近地方において、家屋移転に伴う資金融通に關する条例を制定したのを

初め、関係各府県はそれぞれ目前の危険に備え、若干の応急策を立てておりますが、きわめて不十分であります。

で、この緊急事態に対処し、あわせてかねて問題となつていたぼた山の崩壊防止を含め、地すべり等の防止策を講じ、その被害を最小限度にとどめ、もつて国土の保全と民生の安定をはからうとするのが本法案提出の理由であります。

本法案は、第一に地すべり防止区域を指定し、地すべり等の防止の工事を行うとともに、家屋その他工作物の設置、土地の利用、鉱物の採掘等の行為を制限、または禁止し、あるいはその移転除却を命ずること。第二に、危険地帯における家屋その他工作物の移転を勧告し、これを円滑に促進するため、移転の費用に対し、国費の補助を行い、その残額を住宅金融公庫から融通する道を開いたこと。第三に、地すべり等の地帯が多く農山村でありますので、土地利用計画を立て、防止区域内の土地を有効に活用するとともに、移転者の農業経営を保護するため、土地、資金その他各般の援助を行うことを骨子とするものであります。

この法案は、昨年十一月の臨時国会に提案いたしました。しかし、付託委員会から折り返しがつかなかつたため廃案になりました。本第二十八回国会の開会翌日の十二月二十日改めて提案いたしました。付託委員会は依然として解決せず、たな上げの状態になり、今日に至りましたことは、緊急案件でありますだけに、提案者の努力に存じますとともに、提案者の努力に足りなかつたことをおわび申し上げる次第であります。何とぞ政府案とあわ

せて慎重御審議御決定されんことをお願いいたします。次であります。

○委員長(竹下豐次君) 次に、山本河川局長から、地すべり等防止法案の補足説明を聴取したいと思います。

○政府委員(山本三郎君) 先ほど提案理由の説明がございました。地すべり等防止法案の概要につきまして、補足的に御説明申し上げます。

この法律案は、第一章総則以下六章、五十五箇条、付則十四箇条よりなっております。

第一章におきましては、この法律案の目的、定義、地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定、地すべり防止区域の指定のための調査等について規定いたしております。

この法律案の目的とするところは、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を抑制し、または軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止することによつて国土の保全と民生の安定に資することにあります。この目的を達成するため必要があるときは主務大臣は、関係都道府県知事の意見を聞いて、地すべり区域及びこれに隣接する地域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができることとしたのであります。また、ぼた山崩壊防止区域の指定も同様の趣旨によりまして主務大臣が行うのであります。

なお、主務大臣は、地すべり防止区域の指定に當つて必要に応じ現地調査を行うこととしております。

次に、第二章は、地すべり防止区域の管理に關する規定であります。地すべり防止区域の管理は、その区域の存する都道府県知事が行うもので

あり、管理すべき事務の範囲は、地すべり防止区域における防止工事の施行、標識の設置、地すべり防止上支障ある行為についての規制のほか、防止工事の計画を勘案して家屋の移転、農地及び農業用施設の整備等に関する関連事業計画の作成が主たるものであります。防止工事の施行は、都道府県知事が基本計画を定めて行うこととなっておりますが、主務大臣は、防止工事の規模が著しく大である場合、高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施する必要がある場合、都府県の区域の境界にかかる場合等であつて、国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事にかわつて直轄工事を行ふことができることとしております。主務大臣または都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を行ふことはむしろ望ましいところでありませんが、たゞその工事の設計及び実施計画を地すべり防止施設の築造等の基準に適合せしめるため都道府県知事の承認を要することとしております。

なお、工事の施行につきましても、以上のほか、他の土木法規と同じく兼用工作物の工事、原因者の工事及び付帯工事に関する規定を設けております。次に、地すべりの防止上支障のある行為の制限につきましても、地下水の排除を阻害する行為、地表水の浸透を助長する行為等については、都道府県知事の許可を得なければならぬこととしております。

第三章は、地すべり防止区域に関する費用の負担に関する規定であります。すなわち地すべり防止工事の施行、標識の設置、その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、原則として都道府県の負担であります。国もその執行の責任を有するという意味から、第二十八条以下においてその費用の一部を負担することとしております。また、他の土木法規における費用負担の規定と同様、受益都道府県に分担金等についても規定いたしております。

に基く事業を実施した者に対する補助、家屋の移転者等に対する住宅金融公庫の資金の貸付、漁港の区域及び港湾隣接地域内において施行される地すべり防止工事について、それぞれの区域管理者に対する協議、請願及び土地調整委員会の裁定、主務大臣等についての規定であります。すなわち、都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づき家屋以外の農地の整備または保全、灌漑排水施設の整備等の事業を実施した市町村土地改良区等に對しては、その事業に要する費用を予算の範囲内で補助することとしたほか、家屋の移転者等に対しましては、住宅金融公庫法の一部を、この法律案の付則において改正することによりまして、住宅金融公庫から、家屋の移転または建設に要する資金の貸付を受けることができることとしたのであります。

また、この法律案における地すべり防止区域または山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣につきましても、砂防指定地及びこれに準ずる土地の存する地すべり地域または山崩壊防止区域に對しては建設大臣、保安林及びこれに準ずべき森林または保安施設地区及びこれに準ずべき森林または原野その他の土地の存する地すべり地域または山崩壊防止区域に對しては農林大臣とし、これら以外の地すべり地域または山崩壊防止区域に對しては、建設大臣となるのであります。地すべり防止区域または山崩壊防止区域の指定につきましても、

は山崩壊防止区域の指定につきましても、関係主務大臣は相互に協議して行うこととしております。

第六章は、この法律の規定に違反した者に対する罰則に関する規定であります。最後に付則であります。この法律案の施行期日に関する規定のほか、経過規定、建設省設置法及び農林省設置法の一部改正、住宅金融公庫法等、住宅関係法律の一部改正、土地収用法の一部改正等について規定いたしております。

以上がこの法律案の概要でございます。○委員長(竹下登次君) 以上二法律案の質疑は、次回以後の委員会においてお願いいたしたいと思います。

○委員長(竹下登次君) 次に、昭和三十三年建設省関係予算に関する件を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 建設大臣に伺いたいのですが、これは当委員会がかねてから私から強く要求しておた問題でございます。昭和三十二年に出たおります不良住宅地区改良という法律があるわけですが、ところが、年々予算の編成前に當つて、私ばかりでなく、当委員会の各委員ともにこの半分死文化しておるこの法律を呼び起して、そうして公営住宅なり、あるいは宅地造成その他の実施、プラスになるような新しい土地の造成ができるような形はこの法律の活用によつても可能ではないかという質問をしておるのです。まあ歴代の大臣は、まことにその通りでござい

ますと、十分考えますと言いがら、今日四年、五年というものはそのまま経過されてきておるのです。そこで私は、こゝろ昭和二年にできましたところの不良住宅地区改良法という法律がありながら、いまだにそれが政治の表面に對して適用されておらない。同時に、一面福岡、広島、岡山、和歌山、大阪、京都、兵庫等、これらの地域におきましますところの、不良住宅のスラム化と申しますか、もう少し強い言葉で言うならば、これらの地区があるために子供の教育の上におきましても、都市の何といひますか、美観というよりも、もつと社会問題化されるといふような悪影響が、顔が見られるわけなんです。大体二十七年ごろからこの公営住宅は、これらのものと密接な関係をもつて実施をするというふうなことも当時の大臣からも聞いておりますけれども、実効は上つておらぬ。何も手を打つておらぬと思ふのです。こゝろいふ点について私は建設大臣はどういう考えを持っておられるか。で、歴代の大臣から今のよう質問を重ねておつて裏切られております、今日まで。そこで、根本建設大臣は非常に実行力がある大臣ですから、この際一挙にその問題に三十三年度公営住宅施工に當つて、これらのものを勘案しながら措置をとれば、これは解決される問題でありますから、その点の信念をまず第一に伺いたいと思ふのです。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま田中さんから御指摘のありましたこと、現在あります不良住宅地区改良法等によりまして、スラム化しております住宅地の改正、あるいはまた端的に申しまして非常に密集して、いわゆ

特殊部落的な形になっておるものも、これを処理をしなければならぬというところは御指摘の通りであります。

○政府委員(福田俊雄君) ただいまの不良住宅地区改良の問題は、私も連年苦心いたして参つた問題でございます。今年度予算におきましても、不良住宅地区改良法の規定を改正するなりいたしまして予算を獲得いたしました。たわけでございますけれども、昨年と同様公営住宅のワックで実施するようにという財務当局の意見で、最後、予算を別途に計上しあるいは不良住宅改良に必要な特別の予算を確保することができなかったのでございますが、しかし、各方面から不良住宅改良に対する要望が強いわけでございます。これは府県市町村の側からの強い要望もございまして、また不良住宅地区に住んでおる方々からの強い要望も出ておるわけでございます。従いまして三十二年度におきましては、実績といたしましては、それより大きな戸数が消化できなかったのでございますが、三十三年度におきましてはこれをもちとふやしたい、できれば千戸以上実施したいといふことにいたしました。私どもの方から地方庁の方に同和対策も含めまして不良住宅の改良を大いに力を入れるように、またそういうことについて予算を要求した場合には、私ももちろんそのものについては優先して配分する、これはこゝまでは文書には書いておきませんけれども、そういう趣旨によりまして通牒を出しまして地方庁を督促いたしておるわけでございます。なお、そういった不良地区の多いところの建築関係の部長、課長が参りました際に、おきまして、その点は強調して

おりますので、予算においては特異なことは出て参つておりませんけれども、現在の予算の範囲内におきまして、三十三年度は相当進捗するものと考えております。

○田中一君 乱暴なことを言つても怒らんで下さい。そんなお念仏を聞きたくないんですよ。作文に書いたものを読むのは必要としないんですよ。幾ら都道府県の責任者に向つて、こうせい、あせいと云つたところが、実際に現在住んでおる者に対して、でき上るまでのかわりの移動する家とか、現在住んでおる経済的な価値の補償とか、そういう具体的なものができなければ、動けるわけのものではないんですよ。おそろくあなたは行つてみたことではないと思うのだが、どういふ方々が住んでおるか、本人はどういふものを望んでおるかというところに触れていないのです。御承知のように、特に今申し上げたような地区におきましては、先ほど大臣が言つておられるように、まことに残念ながら、言葉は悪いけれども、市町村の行政官すら入れない場所もあるのです。これの抜本的改正を望んでおるのですけれども、現在の法律の範囲ではどうにもならない。しかし、金を出そうという意欲があれば、意図があればこれは可能なんです。そこで経済的な価値というものが、非常に高い所が多いのです。これらの地区が、今のようなお念仏ではなくして、こういう通知を出すとか何とかというのではなくして、具体的にそれらに対する実施の方法を裏づけるところの予算を具体的な方法を示さなければ動けるものではないのです。そこで、そういう意味において、

もしも現在のこの法律が妥当でないならば、直ちに改正する法律案を出せばいいのです。私はそういう御答弁よりも、今住宅局長の言つておられるような気が持たれるならば、受け入れ態勢として、この法律案をこゝ直せばいいから、こゝ直すというつもりもある、あるいは法律を直さぬでも、事実上いろいろ指導によつてできるのだと、そういう答弁を期待してゐるのです。従つて、これは福田さん、口先だけでは困るのですから、それがもし具体的な答弁ができれば、あすにでもお伺いしていいんです。それから、実態を見て、そして住宅金融公庫法もあれば公団法もあるのです。数々の方法がございまして、今実現しようとする大臣は言つておられますが、実現するといふ方途を見つけて下さい。今伺つても、お待ち下さいでは困る。私も数年来、この問題の研究を続けてきておりますが、私もいろいろお考えをあなたにお持ちになつておると思つて、明日にでも伺いたい。その点建設大臣、今私の言つたことは言葉が過ぎたかもしれないが、長年の問題ですから、大臣も一つあす委員会がございましてから、一つ嚴重に、こゝ指導をして実施するといふような約束はあすできるようなうにしていただきたいと思います。

た。従つて建設省の公営住宅の予算配分、これの執行に當つて考慮してはしむといふ申し出も実はありますので、厚生省の事務当局、建設省の事務当局と相協議いたさずして、具体的な方策を講じたいと思つておりますが、あすのうちにこれができるかどうか、私今ちょっと申し上げかねますけれども、できるだけすみやかに両事務当局が具体的な協議の上を実施方策を御報告させるようにいたしたいと思います。

○田中一君 歴代の大臣から同じような答弁を常に聞いておるんです。私こゝではつきりと伺いたいのは、どういふ形で三十三年度予算執行に當つてあるいは公営住宅あるいは住宅金融公庫が持つておられますところの宅地造成という費目がございまして、現在の三十三年度予算の編成をそのまゝでもつてやろうとすればできることなんです。何といつても土地の造成ということに相当大きな費用を持つておるんですから、新しい土地を造成するよりも、これらの非常に経済的にも高度の価値のあるようなところを、現地居住しておるものに対して、十分なるですね、十分なる生活なりあるいは物に対する補償を考へながらですね、よい土地が得られるということが言えるんです。だからこれは住宅局長なりあるいはそういうものを当面やつておる総務課長か、だれか一つ——こんなことはもう、あなたに質問するのは初めてですけれども、もう耳にタコが張つておるほど課長連中知つておるはずなんです。従つて具体的に三十三年度どうするか、現在の法律で可能です。予算の配分も決して困難はございません。その点一つ強

もしい現在のこの法律が妥当でないならば、直ちに改正する法律案を出せばいいのです。私はそういう御答弁よりも、今住宅局長の言つておられるような気が持たれるならば、受け入れ態勢として、この法律案をこゝ直せばいいから、こゝ直すというつもりもある、あるいは法律を直さぬでも、事実上いろいろ指導によつてできるのだと、そういう答弁を期待してゐるのです。従つて、これは福田さん、口先だけでは困るのですから、それがもし具体的な答弁ができれば、あすにでもお伺いしていいんです。それから、実態を見て、そして住宅金融公庫法もあれば公団法もあるのです。数々の方法がございまして、今実現しようとする大臣は言つておられますが、実現するといふ方途を見つけて下さい。今伺つても、お待ち下さいでは困る。私も数年来、この問題の研究を続けてきておりますが、私もいろいろお考えをあなたにお持ちになつておると思つて、明日にでも伺いたい。その点建設大臣、今私の言つたことは言葉が過ぎたかもしれないが、長年の問題ですから、大臣も一つあす委員会がございましてから、一つ嚴重に、こゝ指導をして実施するといふような約束はあすできるようなうにしていただきたいと思います。

○田中一君 建設大臣としてはごもつともな御答弁なんです。やはり社会問題といふものよりも、厚生問題といふものよりも、住宅の面からやろうと思へばできるのです。おのずから住宅の面で実施いたしますと厚生面の面も決されるのです。あわせて、ということですから、その点一つ期待しております。あすどうかわかりませんが、予算が通るまでは具体的な、一つ、本年度の金はこゝ使つたのだということをお示し願ひたいと思つてます。

もう一つの問題は、昨年の引揚者団体に対する補償というか、給付金の問題ですが解決されたときに、給付金のほかに——給付金と言ひましたね、たしかり給付金のほかに、住宅一千戸といふものを提供しようといふことを閣議決定してゐるのです。そうして本年度、三十三年度予算の面におきましてはそれがゼロになつた。そこで建設省自身としてもそれに対しては承知してはいるはずであります。で、それが約束されているものが実行できなくなつたものだから、第一種住宅といふものを一千戸減らしまして、第二種住宅を二千戸ふやして現れたのが、われわれの理解では、引揚者に対する住宅とい

く、はつきりした信念を、具体的にこゝうするといふ点をお話し願ひたいと思ふんです。

○政府委員(福田俊雄君) ただいまの不良住宅地区改良の問題は、私も連年苦心いたして参つた問題でございます。今年度予算におきましても、不良住宅地区改良法の規定を改正するなりいたしまして予算を獲得いたしました。たわけでございますけれども、昨年と同様公営住宅のワックで実施するようにという財務当局の意見で、最後、予算を別途に計上しあるいは不良住宅改良に必要な特別の予算を確保することができなかったのでございますが、しかし、各方面から不良住宅改良に対する要望が強いわけでございます。これは府県市町村の側からの強い要望もございまして、また不良住宅地区に住んでおる方々からの強い要望も出ておるわけでございます。従いまして三十二年度におきましては、実績といたしましては、それより大きな戸数が消化できなかったのでございますが、三十三年度におきましてはこれをもちとふやしたい、できれば千戸以上実施したいといふことにいたしました。私どもの方から地方庁の方に同和対策も含めまして不良住宅の改良を大いに力を入れるように、またそういうことについて予算を要求した場合には、私ももちろんそのものについては優先して配分する、これはこゝまでは文書には書いておきませんけれども、そういう趣旨によりまして通牒を出しまして地方庁を督促いたしておるわけでございます。なお、そういった不良地区の多いところの建築関係の部長、課長が参りました際に、おきまして、その点は強調して

もしも現在のこの法律が妥当でないならば、直ちに改正する法律案を出せばいいのです。私はそういう御答弁よりも、今住宅局長の言つておられるような気が持たれるならば、受け入れ態勢として、この法律案をこゝ直せばいいから、こゝ直すというつもりもある、あるいは法律を直さぬでも、事実上いろいろ指導によつてできるのだと、そういう答弁を期待してゐるのです。従つて、これは福田さん、口先だけでは困るのですから、それがもし具体的な答弁ができれば、あすにでもお伺いしていいんです。それから、実態を見て、そして住宅金融公庫法もあれば公団法もあるのです。数々の方法がございまして、今実現しようとする大臣は言つておられますが、実現するといふ方途を見つけて下さい。今伺つても、お待ち下さいでは困る。私も数年来、この問題の研究を続けてきておりますが、私もいろいろお考えをあなたにお持ちになつておると思つて、明日にでも伺いたい。その点建設大臣、今私の言つたことは言葉が過ぎたかもしれないが、長年の問題ですから、大臣も一つあす委員会がございましてから、一つ嚴重に、こゝ指導をして実施するといふような約束はあすできるようなうにしていただきたいと思います。

た。従つて建設省の公営住宅の予算配分、これの執行に當つて考慮してはしむといふ申し出も実はありますので、厚生省の事務当局、建設省の事務当局と相協議いたさずして、具体的な方策を講じたいと思つておりますが、あすのうちにこれができるかどうか、私今ちょっと申し上げかねますけれども、できるだけすみやかに両事務当局が具体的な協議の上を実施方策を御報告させるようにいたしたいと思います。

りよくな印象を受けているのです。事実またそのような内意があったと思うのです。その点については予算折衝の場合にどういふ経緯でこれが決定され、そうしてこの本体というものは——私どもは何々住宅、何々住宅といつて、特別な階層に対する住宅対策はないという前提に立つておられますけれども、建設大臣がそういう約束をしたならば、この第二種住宅二千戸というものはどういふ話し合いのもとに計上されているか、それを伺いたいと思うのです。

○國務大臣(根本龍太郎君) 第二種公営住宅二千戸をふやした場合において、これを引揚者ととか、こういうものに一定のワクをもつてやるという折衝はいたしておりません。全体として去年の委員会等におきまして、どうしても公営住宅に重点を置くべきだ、特にそのうちにおいて低額所得者あるいはボーダー・ラインの人々に対して措置を講ずべし、こういう御意見を尊重してやっただのございまして、従いましただけいま申し上げました通り、引揚者について一千戸とか、五百戸とか、こういうふうに一定のワクをきめておりません。しかしながら、今のお示しの点がございますので、予算の配分に当りまして、そうした問題をも含めて、またただいま御指摘になりました不良住宅地域における問題等も勘案して、総合的にこれが計画をいたしまして解決いたしたいと存する次第であります。

○坂本昭君 関連質問。ただいま田中委員から質問の点に関連しまして、大臣に重ねてお尋ねいたします。

前回の委員会においても、特に低所得層の引揚者、戦争犠牲者、そういう

人たちに対する住宅問題についてお尋ねいたしましたのでございますけれども、むしろ昭和三十二年度の予算計画の場合に当っては、厚生省独自の見解で、

特に低所得層のボーダー・ラインの人たちに対する十万户の不足分を十カ年計画で厚生省はこれを完成していききたい、そういう計画のもとに、三十二年度においては十五億の予算をもつて計上している。ところが、それがついに成立を見なかった。従つて三十三年度と三者の間でさらによく案を練つてする、そういうことを前の南条大臣からも、それからまた現在の根本大臣からも伺つたのであります。しかるに、今回は第二種公営住宅が二千戸ふえたというところだけで、厚生省の考えておつたところの低所得層に対する住宅計画などは全部流れてしまつた。私はこれ

が今日の住宅計画の中で一番の盲点だと思ふのです。しかも國民が最も切望している点で、今日の与党の政策の中に全然盛られていない、一番大きな最大の盲点だと思ふのです。これについて、ただ厚生省と協議するというだけではなしに、もつと強力な施策をぜひ実施していただきたい。そのために、ただに話し合ひするということだけではなしに、何か具体的な計画、それを進める、強力に推進するための、あるいは委員会とか、審議会でも、それは何でもいいのですが、何かそういうものを作つて、厚生省の統計によりますと、一千万の人々がボーダー・ラインにおける。それから十万户の人たちが特にそういう住宅に不足して悩んでおる。そういう問題の解決のために、建設大臣として積極的な意図をお持ちに

なつておられるかどうか。そのために、具体的な一つの協議機関を作られる御意図があるかどうか。その点について御説明いただきたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 三十三年
度予算につきましては、御指摘の通り
これが解決する予算措置ができており
ません。従つて、この点はまことに殘
念であるということを先般の委員会で
申し上げたわけであります。すでに發
表いたしております、住宅審議会に
おきまして三カ年計画を立てまして、
公営住宅十五万七千戸を策定したので
あります。この審議会におきまして
も、ただいま御指摘になりました点
は、相当重要な要素として取り上げ
られたのであります。これに基づきま
して、今後の公営住宅の予算化におい
て、これは考慮さるべきであると存じま
す。

なお、これに関連いたしまして、何かここに協議会か別個の委員会のようなものを設ける構想があるかどうかというところでございますが、これは厚生省との間には常時連絡しておりますが、今ここに特別な委員会を設けるという構想はございません。むしろ、これは住宅問題として措置する場合においては、住宅審議会という一つの権威ある機関がございますので、これには各方面のそういう権威者が集まりましておりますので、これを通じてやることがより実際のではなからうかと考えておりまして、むしろ、こうしたところの計画が今後予算化されるといふことに重点を置くのが現在としては適當ではないかと考えておる次第でございます。

○坂本昭君 今の件に関しまして、住宅局長に一つお尋ねいたしたい。それは、ただいまの御説明によると、厚生省とも十分話し合いをし、協議をされ

た。問題は予算化の一点にある。ところが、私は、ほんとうに建設省が事態を認識しておられるのかどうか。先ほど、田中委員からも、住宅局長は不良住宅地区へ足を入れたことがあるかという質問がありました。住宅局長は、そういう実態を建設省の局長として、住宅政策を実施する面の責任者としての程度つかんでおられるのか、また、厚生省の意見というものはどういう形でつかんでおられるのか、一つ説明していただきたい。

○政府委員(橋田俊雄君) ただいまの御質問でございますが、私が住宅局長になりまして当初に坂本先生からそういふ御注意をいただいたのでございます。

す。私の経歴のことを申し上げて申しわけございませんが、私はかつて厚生省で社会局関係の仕事もやつておりますし、また、同和事業の仕事の担当の事務官もやつております。そういう関係で、そういう実態は最近こそ見ておりますが、かつては承知いたしております。従いまして、ボーダー・ライン階層の問題ということになりますと、私の感じから言いましたすぐに理解できまして、これは将来の住宅政策として解決しなければならぬところの大きな問題であるということはすぐ感じまして、いかにしてこれを解決するか、当時厚生省では規格を少し下げてもいいから安い家を提供してくれ、というようなことも社会局から申し入れたのでございますが、それに對しましては、かねてから御説明しております。

するよりな理由で、それは適当じゃない、何か方策を考えようじゃないかということで、英国等でやっておりますところの家賃補給、家賃の減額に対す

る経営費補給という一つの方式を考えまして、厚生省とも打ち合せいたしましたわけでございます。しかし、これが予算化できなかったことにつきまして、私事務的に研究はいたしましたものの、やはり財務当局を説得するだけの準備が私どもになかった、力がなかったというところで、私の非力をその点で指摘させていただきますが、一回の予算でこれが失敗したからといってこの問題は捨て去るべき問題ではないと思います。次の予算編成時期を目ざしまして私どもも考えておる方式のいろいろな欠陥等は漸次補正いたしましたので、そうして三十四年度の予算編成の際には財務当局を納

得させ得るようないい案を作りたいと思つておる次第でございます。そういふ關係からいたしまして、先ほどの不良住宅の問題にいたしても、ただいまのボーダー・ラインのケースの問題にいたしても、私自身は仕事の上からだけではございません、切実に経験を持つておるわけであります。また、そういう趣旨によりまして部下の課長、係官を指導しておるつもりでございます。

○坂本昭君 建設省の所管の局長が十分事態をつかんでおる、経歴からもつかんでおられるだろうと、一つ善意を保持して解釈いたしておきます。ただ、財務当局を説得させることができなかったということ、これは半面事実であるかもしれないが、半面はこれは建設大臣の政治力、大きな建設大臣の

責任問題かと思ひます。建設省の所管の局長は十分事態を知つておられるとすれば、大臣も事態を当然お知りになつておられると思ひますので、来年度三十四年度ですか、三十四年度については建設大臣は責任を持ってこの問題について推進されるという約束を一つお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 大へん御激励を受けまして、今後十分努力いたしまして、目的達成のために最善の努力をいたしたいと思ひます。

○田中一君 厚生省見えておりますね。

○委員長(竹下登次君) 厚生省の引揚援護局長河野雄雄君が出席しておられます。

○田中一君 昨年、例の五百億の引揚者に対する給付金、これが閣議決定された際に、これらに対して優先的に住宅を建設して居住させるといふような閣議決定があつたように私は承知しております。それが三十三年度予算——三十二年度の場合には、もうもはや予算の編成後でありましたから、当然それはできません。従つて三十三年度には必ず何とかするといふことをはつきり厚生大臣は言われておつたのです。建設大臣もそれはまた承知しておつたはずでございます。そこで、三十三年度予算の編成に當つてどういふ形でそれが具現化されておるかという点についての御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(河野雄雄君) ただいま御質問にございましたように、昨年閣議決定があつたのでございますが、その閣議決定が予算編成後でありましたために、昭和三十三年度すなわち本年度は、とりあえず千戸建設省の第二種公

営住宅のワク内でお願ひすることにいたしておるわけでございます。お尋ねは来年度の問題でございますが、実は当初厚生省といたしましては、建設省と別途の予算措置をとつた方がよいのではないかと考へ方もいたしていただのでございますが、やはりこういつた問題は何かと申しますか、建築行政の一元化といふことも、さういふふうな見地から別途にそれぞれの省で予算を組むといふふうなことも、建設省の予算でお願ひした方がよいといふふうなことになるまして、建設省のワク内での問題を考へていきたいといふふうなことにいたしておる次第であります。来年度どういふふうな目標でやるかといふふうな問題になります。

○田中一君 先ほど植田局長は特定なる個人に特定なる住宅の供給をしないという原則のお話だったので、それはそれでいいと思ひますが、しかし少くとも内閣の責任においてこの閣議決定されたという、この決定はやはり動かすことはできません。従つて私は植田局長の意見と同様なんです。住宅というものは特定なるもののために特別に優先供与すべきものではない、政

治全体の住宅政策の中から均等にしなければならぬ。むしろそれは緊急もあるから、必要に応じて、たとえばスラム街の改造が一番必要なならば、その改造を重点的にやるというものはあり得るけれども、さういふ特別のものを厚生省は特別に自分の予算を取つてやる場合には、それはその必要度がありま

すから、かつてわれわれが非難したけれども、引揚者の応急住宅としては認めておつた経緯もあります。そこで、今援護局長の話を聞きますと、相当突進んだ話し合いが事務当局同士で持たれてゐるやうに印象づけられたので、すけれども、事態はどうなつておるのですか、その問題に対しては。

○政府委員(植田俊雄君) 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、第二種公営住宅が来年度予算にふえたといふことは、さういふ特定の目的というものは規定されておらないわけでございますが、しかしあの閣議決定がありましたが、私も承知いたしております。また、閣議決定の線に沿つてこの配分を運用すべきであるといふことも承知いたしております。三十二年度におきましては、建設省の公営住宅のワクが約一千戸を厚生省のこの分に割当いたしました。建築の担当は建設省でございますが、配分は厚生省が実施いたしておるわけでございます。

○田中一君 先ほど植田局長は特定なる個人に特定なる住宅の供給をしないという原則のお話だったので、それはそれでいいと思ひますが、しかし少くとも内閣の責任においてこの閣議決定されたという、この決定はやはり動かすことはできません。従つて私は植田局長の意見と同様なんです。住宅というものは特定なるもののために特別に優先供与すべきものではない、政

治全体の住宅政策の中から均等にしなければならぬ。むしろそれは緊急もあるから、必要に応じて、たとえばスラム街の改造が一番必要なならば、その改造を重点的にやるというものはあり得るけれども、さういふ特別のものを厚生省は特別に自分の予算を取つてやる場合には、それはその必要度がありま

すから、かつてわれわれが非難したけれども、引揚者の応急住宅としては認めておつた経緯もあります。そこで、今援護局長の話を聞きますと、相当突進んだ話し合いが事務当局同士で持たれてゐるやうに印象づけられたので、すけれども、事態はどうなつておるのですか、その問題に対しては。

省でやつてくれぬかといふふうな要望もあるわけでございます。これに對しましては、まだ建設省はつきりとした意思表示はいたしておりませんが、しかし何といたしまして、予算の方は私の方についておるわけでございます。すから、私の方が引揚者のための住宅に力を入れますれば、それだけの効果が上がるのでございます。私も、私どももいたしましては、できるだけこの数をふやしたい、さういふ考へをもちまして、ただいま河野局長が申しましたように、地方にも通牒を出しまして、この引揚者用の第二種公営住宅をできるだけ地方公共団体がやつてくれますやうに、またその数がどういふ数字が現われて参りますか、その数字によりましてできるだけ多く配分するやうに心がけたといふ考へておるわけでございます。従ひまして戸数につきまして、何戸というワクをきめておりませんけれども、三十二年度の実績を上回るやうにせひいたしたいと思へたわけでございます。

○田中一君 あなたが三十三年度予算の説明に當つて、さういふふうな閣議決定の線に基く計画がここに含まれておるといふ説明をいたしましたか。

○政府委員(植田俊雄君) 個々の要望につきましては、その際に触れておりませんでしたが、今の問題は説明いたしておりました。

○田中一君 私はさうだつて質問したのはこれなんです。ごまかしてはいけません。昨年より公営住宅は一千戸ふえたといふ国民に期待を持たせても、それはひもつきの戸数なのだから、前年度よりちつとも變つていない。これは内村委員も、坂本委員も指

摘しておつたやうに、金額としては伸びを示しておらない。ことに公営住宅一千戸ふえたと言ひながら、それはひもつきのものであるという説明をすれば、国民は今の内閣の住宅政策といふものはゼロであるといふことが言える。プラス・アルファはないといふことが言える。かえつて逆に私がヤツたやうに質を落したにすぎないので、私に質問されて初めてさういふことを言うのじゃなくて当然閣議決定といふものは、あなた方は責任政治であるところの今日の段階において、あなた方は率直に言つていいのです。それを言わない。さういふことはわれわれを

ごまかすことです。われわれが気づかなかつたら、そのまま知らぬ顔して押し込んでいつて、政府は公営住宅一千戸ふやしましたやうに言うに違ひない。これはとるべきものでないと思ひます。そこで、河野さんにもう一ぺんお伺ひしますが、一千戸だけの配分といふやうに了解がついてゐるのですか。

○政府委員(河野雄雄君) ただいま植田局長からもお話がございましたやうに、数を幾らといふやうにまだ決定してゐるわけではございません。地方の要望を調べまして、その数を見たと、さらに御相談して、その地方の要望にこたえていきたいと思へております。

○田中一君 昨年度閣議決定の戸数は何ほどですか。

○政府委員(河野雄雄君) 五年間で二万戸といふことであつたと思ひます。

○田中一君 今の河野局長の言つてゐる閣議決定は、建設省はよく知つてゐるのでしやうね。閣議決定といふものは、責任政治の建前では絶対のもので

ある。それはあなたの方の自由になるべきものでないと思う。戸数もきめてない、地方の要求によってあるいはふえるかも知れないということになりまして、国民全部の前に提供されている公営住宅というものは、前年度より戸数が減る可能性がある、こういうことにはやはりいけません。あらためて昨年度閣議決定になりましたものによつて、厚生省はどういう計画を持っています、その引揚者に対する住宅供給をしようとしているのか、それを受けて立つところの建設省はどういう計画を持っていますか、両方から一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(河野雄雄君) 先ほどお答え申し上げましたように、本年度何戸というふうなところまでまだ話し合ひは進んでおられない。地方の需要を見まして十分建設省にも御相談申し上げたい、かように考えているわけでありませう。

○田中一君 閣議決定ですから、これは建設大臣も出席しておたわけです。従つて五年間二万戸というところは、平均しますと四万戸です。受けて立つ建設省はその五年間二万戸に対して、特別なこの住宅に対してどういふ計画を持っているか、ことに一面の中に提案されようとする公営住宅三万戸計画の中にどういふ形で入つておるかですね。植田君ね、あなた思いつきの答弁では困るのです。こういふことを言つてあなたに申しわけないと思うけれども、これは言葉でごまかせる問題ではないのです、こいつは。やはり責任ある政府の態度のことなのです。しかしまあ、大臣に聞く前にあなたに

一べん聞いておくのですが、はつきりと計画を示して下さい。三万戸計画とどういふ関係を持つて、どういふ考え方を保持しているかということを説明して下さい。

○政府委員(植田俊雄君) 閣議決定のありまして、五年間に二万戸という条項が入つておりますことを私は現在知つております。折衝段階におきましては、そこまではまことに申しわけございませんが知りませんでした。

それから、先ほど田中先生から御指摘ございました一、千戸の増の際には、これは引揚者用だから一、千戸増せといつて大蔵省に交渉したわけではございません。一般の第二種公営住宅を一千戸ふやせといふことで交渉いたしております。また、三十二年以後におきましては引揚者用といつて銘うておりませんけれども、四万六千戸の公営住宅の中から引揚者用として約一千戸作りまして、それによりまして建てておるわけでございます。そういう関係からいたしまして、私も公営住宅の予算を要求する際におきましても、また現在におきましても、四万七千戸の中で引揚者用を何戸引き充てるかというところについては決定いたしておらないわけでございます。しかしながら、厚生省もあの予算を要求せられまして最後の段階で予算がつかなかつた。また、あの閣議決定があるといふことを承知しておる範囲におきましては、私もこの達成のためにできるだけの努力をいたさねばならぬと考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、先ほど御説明申し上げましたように、地方庁に對しまして何戸くらいできる見込みがあるか、この地方の建設の見込みを織り込

みまして二種の公営住宅の割当をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○田中一君 これは、両局長に質問する段階でないから、両大臣に聞かなければならぬと思ひますが、先ほど河野さんは行政の一元化、窓口を一つにしようという大構想をお持ちになっておられますが、そこまでの気持があるならば、一つ産業住宅の年金住宅ですね、あれを建設の方に移したらどうなのではないか、窓口を。そういう構想もおそらく河野さんの気持にあると思ふのです。これは非常にけっこうなことだと思ふのです。本年度の三十億程度ついても例の年金の還元融資ですね、あの住宅もあなたの方でじかに目をつぶつて都道府県にまかせないで、やはり専門家であるところの建設省の方にそれを移しかえて、予算を取るのにはけっこうですから、あなたの方で、向うへ移しかえをして、建設省の方にまかせ方があなたの方のさき言つておるような住宅建設の一元化ということになるわけですか、その点に對する考えはいかがですか。

○政府委員(河野雄雄君) ちょっと私そちらの方の事情をつまびらかに聞いておきませんので、ちよつとお答えいたしかねますので御了承願ひます。

○田中一君 そうしますと、私の言つておる五年間二万戸というものは数字だけを知らせておいて、それはどつちみ建設省が適当に予算措置もしてくれて作つてまらうということしかおわかりになつていらつしやらないわけですね。

○政府委員(河野雄雄君) この閣議決定の線の達成のために私もいたし

ましても努力しなきゃならないわけですが、大蔵省とも予算折衝等にもその立場から當つたわけでございます。結果は、先ほど来申し上げておるようなことになりまして、その趣旨に沿つてできるだけ閣議決定の線が実現しますように建設省にもお願いしたい、こういうふうな気持でおるわけでございます。

○坂本昭君 厚生省の局長さん、一つ馬力をかけてしっかりやつていただきたい。実はこの間の委員会の席でも私は建設大臣にかなり要求した。それは建設大臣、それから経済企画庁長官は、日本の国は生産が非常に上つて、特に昭和二十九年以後生産も上つて、生産も二倍になつて、景気もよくなつて神武景気といつて喜んでおるけれども、実は厚生省だけはそのことを否定しておる。金はたくさんふえたけれども、貧富の差は非常にひどくなつて、特にボーダー・ラインの方はほとんどふえておる。こういうことを言つておるのは厚生省だけなんです。われわれは、経済白書が指摘しておることよりも、厚生白書の指摘しておることが正しい、そして一般にはこの厚生白書の一つの思想といふものを高く買つておるんですよ。ですから、その厚生省所管の局長さんがしり込みしてもじまされてはいかんと思ふのです。もつと厚生省は、こう思つておるけれども、ほかの各省は神武景気に浮かれてしまつて、貧乏な人間がふえておるといふことを認めてくれない、われわれとしてはそれを認めるがゆゑに住宅政策の面においてもと建設省しつかりやつてもらいたい。建設省は住宅を建てることは知つておつても、そこ

に住む人間のことは知らないじゃないかといつて追及しておるわけなんです。先ほど住宅局長には就任以来それを追及してきて、あなたは知つておられないじゃないか。そういう不良住宅地区に足を突っ込んだことはないじゃないかと言つて聞きましたところが、住宅局長は私は経歴を申し上げるということ、知つておらぬことはないと言ひますね。どうも厚生省の局長さん、もう少し馬力をかけてもらはないといふと、この厚生省で見ているのは生きた人間の實際なんです。その生きた人間の實際といふものが各省の計画の中に一つも出てきてない。それからこれは、両局長に今のことに關連して申し上げたいのでありますが、この委員会でもこのように両局長が議論の美徳を發揮されるというところは非常に珍らしいところなから、その政策はおれがやるのだといつて奪ひ合ひをするところが、まことに議論の美徳を發揮せられて、お互ひに譲り合つておられる。これは何たることかと言ひたい。特にわれわれから見れば、一番むずかしい一番困難な盲点は、お役所が避けたがるということですね。これはいけません。こういうことをしておれば国民生活はいよいよ不幸になる。

先ほど住宅局長は一千戸の配分について、これを必ず地方で実施するように指示もしたいと言つておりますが、私はこれはうそだと思ふ。この例は、すでに母子家庭に対する住宅配分について、たしかこれは昭和三十年の秋ごろに建設省の方からも、また厚生省からも、次官通牒で第二種の公営住宅に對しては母子家庭を優先的に入れて

もらいたい、そういう通牒を出して貰うんです。私はその出した通牒がどういふふうにかかされてるか、それを返事をくれといつて聞いたことがあつた。ところが返事をくれない。それで今度は、厚生省の母子福祉課に行きまして、一体この通牒がどういふふうにかかされてるか、一つその結果を見せてくれといつて去年……もうおとしでしよう、いろいろ調べてみました。その返事はないのです。つまり出さなかつた。第二種公営住宅というのは、母子家庭をよろしく頼む、ただそれだけです。頼まれた方の各地方では一つもそれを実施してない。その実施してない証拠には各地方で母子家庭を作つたり、そういうことのために非常な苦勞をしてゐる。だからして、この際も引揚者に対してそういうことをするならば、一片の次官通牒だけでは私どもは納得しません。これは実際に実施できるように一番それぞれの担当の局長さんの援助局長、それから住宅局長、今の一千戸配分についてどういふような的確な行政措置をとられるか、一つそのお考えを承つておきたい。

○政府委員(橋田俊雄君) 建設行政と、それから厚生行政とにわたります問題で、住宅問題が一番むずかしい問題であり、また解決に金のかかる問題であつたらしくも存じます。しかしながら、住宅行政も建てるばかりが能ではございませんので、そういう現実の社会面の動きといふものを十分見て、それにマッチするような住宅を建て、措置すべきであつたらしくも存じておりますし、またその面につきまして厚生省からいろいろとお話を承つたりいたしまして、低家賃政策の問題につきま

していろいろな施策を研究いたして参つてゐるわけでございます。住宅行政一元化の線といふのは、これは私は急にすべきではないと存じますので、むしろ住宅行政が厚生行政のその面の片棒をかついで解決に入るべきものと、私自身としては考へてゐるわけでございます。そういう意味におきまして、厚生省からの住宅不足に対する各種の御要望といふものは、住宅行政で許す限りにおいてその要望に沿うようにやつて参りたいと思つてゐるわけでございます。私はその点は建設省の住宅行政の方でもつとつと力を入れて解決に努力すべきものであらうと存じてゐるわけでございます。

次に、第二段の引揚者住宅の問題でございますが、引揚者住宅の問題は、これはむずかしいといふ言葉を使いましたらおしかりを受けるかと存じます。要するに市町村財政の問題にからんでくるわけでございます。市町村の方では、引揚者以外の住宅難もあるのだから、それと一緒に解決できないか、あるいは予算が間に合ふないから解決がつかない、こういうふうな言葉があるようにございませう。この方の問題は、建てる方の私どもも、それから入居者のお世話をする方の厚生省の方も、よほどしっかりと——府県、市町村を指導いたさねばならぬと思つてゐるので、その点私どもも今までの努力の足りないところがございませうならば、両省が打ち合せをいたしまして、もつと強く地方に働きかけをみたいと存じております。また、そういうことでなければ、なかなか解決のつく問題でなかつたらしくも存じます。ただいま私の感じておりますところ

ろを率直に申し上げますと、こういうところでございます。

○坂本昭君 ちよつとまだ援助局長の、今の措置についてどういふ措置をするのかですね。

○政府委員(河野鎮雄君) 具体的な措置の問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、地方の事情を調査した上、建設省とよく話し合ひをしたいと思います。かように思つてゐるわけでございます。私どもも非常にしり込みをしてゐるというふうな趣旨でおしかりを受けたのですが、決してそういうつもりはございませぬ。先ほど来植田局長からもお答えいたしておりましたように、この問題について十分好意を持つて協力していただけたらというふうな何つておられますので、その好意を私どもも実は信じてゐるわけでございます。まあそういうことで、今後十分両省で相談をして善処していきたいと、かように思つてゐるわけでございます。

○坂本昭君 どうもただいまの御返事だけではなかなか納得できないので、一つこうしていただきたいです。きょうは援助局長さんとしては、住宅の問題だけでいろいろ言われるのは困るでしようが、先ほど田中委員も言われたように、これは建設大臣、厚生大臣、両大臣の問題だと思つてゐます。その前に、今の引揚者の住宅状態がどうなつてゐるか、それから閣議決定があつたけれども、にもかかわらず、その実際はどういふふうに行われてゐるか、引揚者、あるいは母子家庭、そういう人たちがこの第二種公営住宅にどういふふうに入ることができたか、できてゐるか。そういうことの調査は、

これは当然厚生省がすべきだと思うのです。それを一つ、きょうは援助局長さん聞いてもらつて、その調査を次の厚生大臣としての意見を聞かしていただきたい。一つその調査をぜひ出していただきたい。実はこの調査を見てもみまうと、厚生省はね、ほんとうにしり込みして、だんだん調査をしたがらないのですよ。といふのは、今まで調査をして、その調査に基づいて予算要求する、三十三年度については、十五億もこの低所得者に対して予算を出して、全部削られてしまつた。そしてこれは建設行政一本化から、厚生省は出すなと言われてしまつた。言われてしまつたからには、もう役所としてはそういう調査をやらなくなつてきてゐる。この間私どもも引揚者、戦災者の住宅行政の統計を調べたのですけれども、あまり熱心でない——と言つて悪いのですが——結果の数字をいただきました。いただきましたが、そういうものをさらに追及して、どういふふうなこゝろに人たちの住宅生活といふものが発展解消してゐるかといふところまでの追及をやろうとすると、もう熱意を厚生省当局が欠きつゝあるのじゃないか。これは、私は重大なこの行政上の誤まりだと思つてゐます。で、特にきょうこうしてこの厚生省と建設省と両方に私が低所得層住宅の問題を追及してゐるのは、一番の盲点で、だれももう皆逃けたがついてゐるが、せめて厚生省として、あの厚生白書に盛られたところのアイデア等は貫いていただきたい。そうすればわれわれはこれは建設大臣の責任として、ことしはでなくとも、来年は必ず実施させる。たとへこの保守党内閣でも

実施させる。それができなければ再来年くらいはもう社会党になつて、そのときには厚生省も仕事がいややくなるだらうと思つてゐます。そうならそれで厚生省もはつきりと意思表示して——まことにしり込みしてゐるが、このよふな現実の保守党内閣ではしり込みをするのだといふことの意味表示をしてもけつこつなんですから、もうそういう段階に私はこの低所得層の住宅問題はきてゐる。どうか厚生省の今の母子家庭、それから引揚者、それから低所得層の住宅生活についての統計の報告を大臣からこちらへ出していただきたい。よろしうございませうか。

○政府委員(河野鎮雄君) 低所得層全体の住宅問題は、実は私どもの方のあれでございます。関係の方とも連絡をとりまして、まあ御要望に沿ふ資料が手元にありますかとどうですか、聞いてみないとわかりませんが、できるだけ一つそろえましたものを差し上げたいと思つてゐます。

○田中一君 私植田さんに伺ひますがね。昨午当委員会各党提案の立法として通過した建築士法の一部改正案、これは御承知のように、立案は議員立法でありますから、提案者は私なり、石井さんなりが相当話し合ひながら、実際の実施状態に対する一つの意思を持つて出したものであります。で、その意思がどういふ工合に現在あなた方にまかされた行政措置として持たれてゐるか、その点を、総合的な経過の報告を願ひたいと思つてゐます。こまかい問題については、今局長お述べにならぬでも、担当の指導課長からでも伺ひたいと思つてゐます。

○政府委員(植田俊雄君) 建築士法の改正になりました施行日は、三十三年の一月一日でございます。これが施行日になっておりますが、試験選考とい

たしましては、それよりも前にいたさねばならないのでございますが、私どもにとりましては、一つの行政措置といたしましては、できるだけこの選考の資格のある人が、応募するのを怠つたため、あるいは知らなかったがために、応募できなかったというこのな

いようにしたいと存じまして、締切日を十一月の末にしたいこととござい

ます。第二点といたしましては、国会の御審議の意思を体しまして、今回の改正の趣旨に合致するような選考基準を地方庁に示さなければならぬわけでござい

ます。この点につきましては、建築士審議会の議を踏まえて七回の審議をわす

らわしまして答申をいたしましたので、その答申に従つた選考基準を建設大臣告示いたしました。それに基いて

現在選考を都道府県においていたしておるわけでございます。現在までわか

りました数字におきましては、申請件数が七万九千五百五十五でございます。第一次の合格はこれは無審査選考でござ

います。無審査選考の分としてあ

がつております数字は二万五千二十九名でございます。この無審査選考は二

月一ぱいやる見込みでございます。この数字はもとふえるものと存

じております。無審査の分はこの二月一ぱい(ご)に都道府県とも終りまして、三月に入りまして審査による選考を

実施したいと思つております。これは三月中に終りなくて、予算等の関係

で都道府県によりましては四月に入つて実施するものもあるかと思いま

す。大体的経過は以上でございます。○田中一君 私いろいろの地方で問題

があるために、出張のついでついでにいろいろ実相を調べておりますけれども、少くともわれわれ法律を作つたもの

の意思というものが尊重されておらないところもあるという点であります。で、事実に基づいて説明しますけれども、ことに一番不審に思ふのは、本

年の一月の二十三日ですか、四日でしたか、建設省が全国のそれらの係官を

青山の建設省の寮に招致して、ある県の第一次選考というものが甘過ぎるな

どというふうな非難をしたり、大体第一次は総ワクの何%に押えろというふうな指示をしつたことを承知して

おります。これは決してうそではござ

いせん。実態をつかんで、実態によるところの選考が正しい行き方である

というようにわれわれは見えておるわけ

です。ところが、そのように大ワクでものをきめるということがあつてはな

い、ことに今度の経過措置というものは何ら社会に悪を残さない措置な

いんです。というところは、たとえば既存の資格を持つて二級建築士としてその

業務を営んでおるものたちの仕事の業

務の範囲をも犯すものではないので

す。今度の法律の立法の趣旨というものは、当然過去において法律上持つ

ておつたところの権利が今度の改正さ

れる法律によつて範囲が縮まる措置が

あつてはならんから、既得権に対する権利の保護、擁護ということが主眼で

あつて、今回の措置によつて二級建築

士の資格を持った者が新しく建築事務

所を開いて、そして他からの依頼を

受けるという階層も多少あるでござい

ます。しかしながら、多くは許され

ておつた範囲の建築士の持つておる

業務と並行して実態は建設をする職人

が多いのでございます。職人は決して、おそろく何%出るか知りませんけ

れども、今の段階では新しく事務所を

持つて他人の依頼を受けて仕事をしよ

うという考え方がないのが多くの実態

です。そこで調べてみますと、たとえば一つの例を申しますと、京都などは

多過ぎるのじゃないか、もう少し締めろ

といった二つの例です。これは前岡君

からはつきりと答弁を伺います。栃木

県では土木事務所が副申書を出すよう

に言いつけてある。私はそのひな形を

持つて参りました。そして、この人間に対する信憑性でしよう、おそろ

く。当然出すべき書類の副申書をつけ

て、土木事務所はこれはこうである、ああであるという、まるで刑事が、今

の何と云うんですか、あまり好きな名

前じやないから覚えていないけれど

も、ああいうふうなまねをする。島根

県では第一次の発表がたつた七名、静

岡県では第一次選考として一〇%を発

表してですよ、第二次選考はございま

せん、全部審査に回しますという実態

を調査しない措置をとつておる。それ

から山形県等は筆記試験をさしてあり

ます。こういうことは選考の趣旨ではな

い、そういうことは選考の趣旨ではな

い、いやいかと言つたところが、課長

もこれを了承したと云つた、というの

で、これは私が行政権にまで介入でき

ませんからやむを得ませんといつて、

述べてありますけれども、試験をやつ

ておる。これは明らかに審査です。

それから、静岡県等では建築課長が

建築士会の会長をしております。従つ

て初めから建築士会に入会すること

を条件として書類を受理するような

こともやっております。こういう形

で岐阜県も同じことをやっております

が、愛知県などは合格通知の番号即

これを建築士会の登録という形に振り

かえて措置をしておるという点です

ね、これらのものは決して法律を作

つたわけの意図じゃない。従つてそ

ういうわれわれの考えておるものと

違つた形の弾圧をするような事態に

対しましては、個々にわたつて十分に

答弁していただきたいと思います。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまお

話のございましたものにつきまして、

私自身が、今承つたただけで、初めて

聞く問題でございます。また今お話

しになりました合格通知そのものが建

築士会の入会の番号であるということ

は、これは地方の係官が趣旨を混同い

たしまして、一緒にやつた方が便利だ

ろうぐらいの軽い考えでやつておるも

のが多からうと思ひます。それ以外の

措置におきましては、建設大臣告示と

いたしまして指示し、また、それに対

しまして詳細な通牒を出しておるわけ

でございます。係官の判断によりまし

て、申請書の書面だけでは信用できぬ

から、あるいは土木出張所の副申書を

とつてみようかと、正確を期するため

に善意でそういうことをやつたものと

思ふのでございますが、これが二級建

築士の資格を与えるために故意に障害

を与えるという意味でやつたことで

ございますれば、それはこの法律の改正

の趣旨、また私どもが建築士審議会の

答申を踏まえてきめられた建設省告示

の趣旨に反するわけでございます。あ

くまでも建築士の告示の線に沿つた

のから選考によりまして、その資格が

ありということが明白でございます。それ

は、それは当然資格を与えるべきで

ございます。また、団体加入の問題は、

これは地方の建築士会と府県庁とがき

める問題であらうかと存じますが、こ

れは必ずしも強制すべき問題ではな

らうかと存じます。

○田中一君 今の一つ一つの問題につ

いて、むしろ指導課長の手元には詳細

の報告があると思ひますから御答弁を

願ひます。

○説明員(前岡幹夫君) お答え申し上

げます。今般の二級建築士の選考の問

題につきましては、慎重にやつたつもり

でございます。申請書が出て参り

ました結果を見ますと、私らの方にはその根拠となるような資料も実

は不足しておるわけでございますが、各

府県の申請者の数を見ますと、相当の

アンバランスと申しますか、各県の宣

伝方法、まあその他の関係もございま

したでしよう。相当のアンバランスが

あつたのではないかと、あるいは懸念が

持たれるわけでございます。それで選

考事務とも関連いたしますので、私ら

の方といたしましては、全国の二級建

築士の選考の基準と申しますか、それを

できるだけある一定の基準というカ

レベルに押えたい、こういうことで各

府県があまり独走しても困るので、そ

ういう関係で全国を集めてやるという

ことも事務的に困難でございますので、

方法といたしまして各ブロックの代表

県に集まつていただまして、そして

その間でもお互いの連絡調整をや

らう、こういう会合を再々催したわけ

でございます。それで各ブロックで

は、やはり非常に重大な問題でござ

い

ますので、ブロック会議はしつちゅうやっておりますので、そういうことによつて全国的な調査ができるのではないかと、そういう会合を再々持ったわけでございます。

ただいま田中委員がお話しになりましたように、ある場所に集めて、そして各府県を個々に多い少ないか、あるいは少い少ないかというふうなお話が出ましたが、私の方でそういうことを申し上げた事実は全然ございません。むしろこの際は二級建築士としてふさわしい者、選考基準に合つていられる者は全員漏れなく上げるように、もちろんその反面にふさわしくない者はやはり落していただく、まあこういうことになりまして、各府県の数にこだわらずにふさわしい者は全部上げる、それでない者は落す、こういうことで参つたわけでございます。まあ、どういふところのニュース・ソースが存じませんが、そういうことを私の方から指示した事実は全然ございません。

それから、各府県の状況を御指摘いただいたわけでございますが、島根県が非常に少いというお話でございますが、これは島根県は私の方でも不審を持ちまして調査したわけでございますが、島根県とすれば現在の職員が非常に少くてとも年内に――まあ第一次発表といふことをわれわれとしては多少日にちが少くて疑問を持つたわけでございますけれども、法律の方で一月一日の施行になっておりますので、できるだけ一日から一年内に若干のものでもいいから発表してくれ、こういう指示をしておつたわけですから、それで島根県では非常に人数が少なくてできなかった、それで学歴者の分だけにつ

いて発表した、そして追つて第二次、第三次で考えるのだと、こういうふうなことでございまして。だから、これは担当する職員の数によりましてやむを得なかつた結果かと考えております。

それから、そのほかで、ほかの府県におきましても、この選考について若干の扱い方に違いがございましてけれども、私今のところずつと見ておりましたところとは二、三次で追加する、まあそういうことで大体足並みがそろつてくるのではないかと、それで現在私の方でつかんでおります資料は、先ほど局長が申し上げました一月末の資料でございますが、その後追加になつた分はまだ全般的には掌握をしていないわけでございます。が、しかしいづれにいたしましても考査の方を三月の中ごろ以降、それから四月の初旬、こういうことに各ブロックで大体きめておるようでございますので、もうぼつぼつ無考査の方は終るのではないかと、こういう見通しでございます。

○田中一君 それはさておきといふと困るのです。とにかく、たとえば関東ブロック等では建築の兵隊、建技兵として出征して兵役に服した当時の実務経験は半分に見えておる、そういうことをきめておられます。従つて基準といふものは正しく平均して行われていないのです。一番困るのはこれなんです。たとえばそれでなくてすら建築士の試験は、一級、二級とも非常に点数が甘かつたり辛かつたりするといふようなことがあつて、全国的な一つの基準で問題を出しておるのが最近の傾向でありますけれども、それにしてもたとえば兵役期間なんというものを半分

にするなんといふことはあり得ないのです。これはあなたの地元です。関東ブロックはそういう措置をとつております。これに対して、そういう指示をなさつたのですか。

○説明員(前岡幹夫君) 兵役期間については全然触れておりません。

○田中一君 触れておられぬ、関東ブロックはそれを二つの一しか認めておられぬ、経験年数として……

○説明員(前岡幹夫君) 兵役関係の実務年数の算定につきましては、いろいろむづかしい問題があるのじゃないかと考えます。同じ兵役期間でも、鉄砲

をかついでおつた期間、それから建築の技術のある程度発揮した期間もありましようし、それから一般民間の実務経験とほとんど同じような、またあるいはそれ以上の高度の技術を使つた期間もあるだろうと思ひます。それは地方の選考委員会の処置にまかせる。こういうことで建設省としてはこれに触れておりません。

○田中一君 これは、追加して課長通牒を出したというように記憶しております。栃木県のように、土木部長が土木事務所から副申書を出すなどというきつなことがあつてはならぬから、できるだけ職人の生活なり職人個人なりをよく知つておる者を専門委員なり選考委員会に入れて実態を知つてやりなさいといふことを口をすつぱくして申し上げておるはずですから、それをしていないところは、そういうような行き過ぎをしておるのです。ことに静岡、岐阜などは、合格の通知があつた、それを確認申請に出す、それは建築士会の入会書に判を押さなければその確認申請を受け付けられないといふようなことを

やつておるのです。そういう強制力はありません。またそうしてはならないという規則も別にきめてないから、あえてやつておるのではありません。これは法の旨点なんです。従つてこれらは、法律を作つた者の精神とおよそ離れておる問題なんです。これらに対しては指導課長としてどういふ措置をとりますか。

○説明員(前岡幹夫君) 建築士会の問題につきましても、これは今度の二級建築士の選考とは全然無関係の問題でございまして、これはまた全然別の一つお考え願ひたいと思ひます。

○田中一君 御承知のように、今度の法律改正といふものは、第一点は強制加入にはなつておりませんけれども、士会といふものに民法上の法人としての資格を与えようというのが一項の改正の関係を持つておられます。これはむしろ強制力を持つておりません。おりませんが、強制力があるがごとき口吻で申送書を出すといふこともあり得るのです。これは悪い行政官がそういうことをする例があると思ひます。まあ建設省にはないでしうけれども、末端にはそういうことがあると思ひます。だから、そういうことを強制しておるのです。これは別個の問題だといふことがあつてはならないのです。実際の法律の改正が、法人格を与えると、さ

もさう強制加入をしなればならないものであるかのごとき印象を与えるような指導をするところに間違いがあるのです。こういうものがあつちやならぬのです。やはり指導課長としては、これは地方々々の現状を一つ責任を負ふ必要はございせんけれども、大きな問題はやはり義務があると思ひます。そういう点についてはどういふ措置をとりますか。

○政府委員(植田俊雄君) 建築士会といふのがございまして、それでこの建築士会に今回の選考で資格を得た人が入るといふことは私は望ましいことだと存じております。一時そういう人たちが別の建築士会というふうな話もございまして、私は公式の席で聞いたわけでもございせんが、そういうことはあまり感心しない、やはり二級建築士の資格を受けた以上はこの資格と同じことである。従つて二級建築士として認められた仕事は、その方の能力、あるいは設計、監理を依頼される方が依頼するか依頼しないかは別問題としまして、れっきとして資格上差はないことと存じておりますので、私の個人的な気持から申しますれば、同じ建築士会に同じように参加されるのが適当だと存じます。そういう意味からいまして、同じ建築士会に入会に当りまして、合格証書を渡す際にその問題も、いづれ入る人であらうから同時に解決した方がいだらうといふふうな、割合に簡単に地方庁の係官として考へて、そういう措置をとつたのではなからうかと存するわけでございます。これがはなはだしく問題になり、また今回選考をお受けになつた方に非常な心証が悪いといふことでございまして、私も、私どもも府県の係官に注意をすることはやぶさかではないと存じておるわけでございます。

○田中一君 当面の責任者の住宅局長が好ましいなんという御意見を持つてゐるならば、おそらくこれは住宅局長がそういうようにやれと言つたのかもわかりません。これは大問題です。それから、これはもう少し調べなければなりません。どうもそういうふうに印象づけられる。

れは大きな間違いです。試験ではないんです。既得権に対する資格を与えるものなんです。そうして民法上ぶに落ちないことがあったらどんな報告ができます。ただ今度の問題に対して、そういう的確な指導をあなたはしていないのです。そういうことがあつちやならぬから、その実態をよく知っている者を選考委員なり、専門委員なりに加えて実態を調査せよということを押し進めているのです。ことに、試験と同様と今言っているが、これほどまでも試験ではない、選考なんです。むしろ、申請する申請者は、あなたの方で指導しているところの条件に自分は合っておりまうといつて申請をしてきているのです。いいですか。それが、選考が不当であるといつて異議の申し立てをした場合に、受けないことではないんです。もう一つだ。審査いたしましたしても、どこまでもこれは試験ではないんです。ある一つの問題に対して、これは適当かどうか判断するというような審査、これはおのずから試験とは違います。従つてそういう依頼があつた場合にどういたしますか。

○政府委員(橋田俊雄君) 私は審査が試験と同じだという意味を申しているわけではございません。これはあくまで選考でございます。また、先ほど来お話がありましたように、選考の基準を建設大臣が示しているわけでございますから、その資格に合致いたしましたものは、当然一級建築士の資格を審査によつて与えるべきものであります。その点は御意見と変りはないわけでありまう。私の申し上げたいことは、先ほど試験の例を出したけれども、こういった資格審査して資格を与える、あ

るいは試験をやつて資格を与える、こ
ういった場合におきまして、それが再
審査を要求する、要求する権利が与え
られるというふうな形におきましては、
その試験制度の安定性というものが
保たれないのぢやなからうか。やはり
試験とか、こういった選考の際にお
きましては、ある程度におきましては、
一事不再理というものの考え方とい
うものを入れないと切りがないの
ぢやなからうか。自分は資格があると
思つて受けてみたところが――資格の
問題はこれは別問題でございます。資
格はちゃんと法律できまつておりま
す。それがだめだったから通らなかつ
た。従つていつも再審査を要求する、
こういうふうな形におきましては、け
じめのない問題でございますので、一
定の時期にはつきりとけじめをつけて
処置する必要がある、こういう趣旨で
先ほど申し上げたのであります。

○田中一君 それならば、同じような
指導を政府はすべきである。半分認め
るとか、全部認めないとか言わずに、
同じような選考の基準を示さなければ
ならない。同じような指導をしていな
がら、神奈川県とか、愛知県で違つて
いる選考をしている。そのような選考
の基準なら、これは当然抗弁する余地
があると思ふのです。これはないとい
ひわれない。当然これは認めるべきだ
と思ふ。局長どうです。同じような基
準を示して、同じような基準で選考し
ておられない。

○政府委員(植田俊雄君) 私どもとい
たしましては、建設大臣告示、それに
基きまして通牒で詳しい基準を示して
いるわけでございます。しかしながら
が、この試験の責任は都道府県でござ

いまして、都道府県が私どもの指導の
告示なり、通牒なりに従つてやつてい
ることとは信じますが、係官が違ひま
す、若干ニュアンスの違いが出てきて
いるぢやないか。またそれがニュアン
スの差であるか、(田中一君)「悪意で
あるか」と述べたは悪意かどうとい
ふことにつきましては、議論のあろうこ
とにつきまします。その点につきまし
ては、先ほど御指摘になりましたもの
につきましては、もしもそれが悪意、悪
意とまでは申しませんが、故意に合格者
の數に影響を与えようとか、そういう
気持を万一つ持っているようなところが
ありますと、私どもの趣旨と反するの
であります。もしもそういうところ
がございましたら、私もそれから、まだ手
直しできる時期におきましては、手直
しするように注意いたしたいと思ひま
す。

○田中一君 最後に伺ひたいのは、先
ほど植田局長が新しい別の団体を認め
ない、認めたくないというような意向
を言つていられた。これもあなたがそ
ういうことを言うのは行き過ぎです。
取り消さぬと、これは僕は大臣によく
伺つてみます。そういうことが、初め
から、もし一つの団体に加入せよとい
うことなら、法律を変えて持つてら
しやい。そういうことを言うのは非常
に行き過ぎで、悪い指導です。悪意の
ある指導です。

○政府委員(植田俊雄君) 私が一つの
団体の方が望ましいということと言つ
たのは、私の行き過ぎでございま
した。むしろ私の気持は、こういう気持
がありました。もしも入りたいたいとい
ふような気持があったときに、既存団体
が気持よく受けてくれるということが

望ましいという気持を私自身が持つて
おりましたので、そういう意味で先ほど
のようなことを申し上げたのでありま
して、別団体を作るような自由に対し
て、法律的にも、私は干渉するような
気持は少しもございせん。もしも先
ほどの言葉の過ぎました点があれば、
そういうふうに御了解願ひたいと思ひ
ます。

○田中一君 結局今度の措置というの
は、既得権を持つてゐる大工等に資格
をやることによつて、その人間の既得
権が守られ、そしてそれらのものの
実体というものは他の依頼を受けて設
計、監理の業務をおおむねしないのが
多いのです。たとえめつちかちでもび
つても実害はないのです。社会悪とい
ふものが生ずる機会が少いのですね。
こういうものに対しては、百人が百人
適確なる条件にはまるものは資格を与
えるというところが望ましいのです。仄
聞するところによりますと、審議會に
おきまして、委員の内田博士は当然
全部やるべきであるということ主張
してゐるのには聞いております。その
後私も実はあの方からそういうことを
じかに聞きました。そして、また現
在試験等で資格をとり、そして、また設
計、監理の業務を営んでゐる方々の権
益を侵すものではないのです。小学校
を出たばかりの、専門の教育を受けな
い大工さんが、他人の依頼を受けて設
計、監理の業務を営むということはい
に、ないといふことは言えないこと
ども、そういうことをするよりも、自
分て家を建てた方が自分の経済的な利
益が多いわけなんです。従つてわれ
われの考え方、これは石井君も同じで
すが、法律を作つたわれわれの考え方

といふものは、既得権を守る意味にお
いて、一応選考の基準は政府にまかす
けれども、合つてゐるものは最大限
に救ふということが主眼なんです。
ちよつと声が大きくなりましたけれど
も……これが主眼なんです。いい
ですか、与えられた人たちは、何らの
社会悪をも犯さないといふのです。そ
うして既存の建築の権益をも侵さな
い、これが主眼なんです。間違つた指
導をしてゐるところが多々あるとする
なら、これから指摘します。まあ時間
的に間に合いますからね。今言つ通り、
局長も、課長も、そういう点に万遺漏
のないように、急遽措置をとることが
望ましい。この問題につきまして、満
足いきませんと、これは十分に大臣と
も話し合ひします。少くともこれは
議員立法でありますから、あなたの方
の意思というものは、あなたの方の
うものがわれわれの意思、われわれの
解釈によつてのみ敷衍されるものであ
るといふことを確認しなければならな
い。總体的にそれらの点についての住
宅局長の心がまえにつきまして、時間
があまりせんけれども、まだ時間がご
ざいます。時間がございませんから見え
けれども、時間がございますから適切
な措置を望みます。従つて総括的な答
弁をして下さい。またこれが、もう皆
さんに御迷惑だからここでやめたいの
ですけれども、あなたが変なことを言
いますと、まだ一時間でも二時間でも
続けますから……

○政府委員(植田俊雄君) この法律は
議員立法で成立いたしましたので、国会の
審議の際の御意見は法文上表われて
おります御趣旨に従ひまして私ども実
施して参つたつもりでおります。田中

先生のお話でございましたが、實際上
におきましては実害がないだらうと思
ひます。しかししないとは申せない、こ
れはやはり法律上二級建築士とござい
ますれば相当程度の高いところまで設
計、監理ができることに法律上はなつ
ております。実際上は私はないだらう
と存じます。その点につきましては田
中先生と意見は同一でございまして、
違つてゐるわけぢやございません。た
だ従来の二級建築士の資格の設計、監
理の範囲がそのまゝ今度の二級建築士
につきましても法律上救われてゐるわ
けでございます。それだけでございます
ので、その点は御了承願ひたいと思
ひます。そういう觀念からいたしま
してこの基準を作ることにつきまして
は、国会での御意見もよくわかりま
すし、また建築士審議會、この中には
いろいろ強い意見を言う方もございま
したし、また内田先生のような御意見
の方もございまして。その辺のところ
は氣を使つたわけでございます。そう
いたしましてただいまの基準というも
のは、おおむね妥協的な基準であらう
と存じておりますので、私どもこの基
準が基準通りに行われるのであります
ば、国会の議員立法としての運用とい
たしまして御満足いただけるもので
あらうかと存じます。しかし、先ほど
来お話のございましたことと立法の趣
旨と反するようないことがございま
すれば、時間の余裕のある範囲におき
ましては、私どもも十分県に指導いた
しまして訂正すべきものは訂正させたい
と存するわけでございます。

三千億余りだと思いましたが、事業はは……。これは一つ五カ年でやろうというところで努力したわけでありましたが、それが三十一年、三十二年の二カ年やりまして約二、三％の進行だということでございます。その五カ年計画が去年、今年くらい予算だとやはり九年くらいになるといふような状況でございます。それで、今年は若干調整いたしましたのでございますけれども、やはり九年が八年九分とか、八年八分というようなことでございまして、私どもとしては非常に残念に思っております。

すけれども、各河川につきまして、重要な河川につきましては、たとえば全川の災害が終戦後の統計を見ますと、二千五百億くらい毎年平均あるわけでございますけれども、今の治山治水対策の事業を全部やりますと、そのうち二千億くらいは除去できる、こういうことを目標としておたわけでございます。緊急五カ年計画をやりましますと、四分の一の事業量をやりまして、四〇％くらいの効果は上げられるという目標で現在もやっております。また、先ほども申し上げましたように、五カ年でやろうという目標が、まあ八年以上もかかるような状況でございます。まして、まことに私どもとしては残念に思っております。でございますが、計画は作っております、そのうちから重要な部分から実施しているというのが実情でございます。

○内村清次君 計画の問題ですが、毎年々々出てきますこの予算を見てみますと、どうもその計画の線から第一年度はこうやる、第二年度はこれくらい増していく、また第三年度はこれくらいで、いくというふうなことがどうも数字が計画的に出てこないのです。これは内閣も随時かわつたせいもあるうとは思いますが、いさゝか河川局としては計画の線に沿っていないかと、私たちが地方行政関係から見まして、公共団体あたりの陳情政治というものがあるに生まれておる。地方公共団体の予算計画というものが一つも一場当たり主義で、いわゆる本省計画に載つておらないというふうな線が相当生まれてくるのではないかと私は思っているのです。そこで、たとえば私の第二の質問にあった直轄河川に

なります基準ですね、今回四河川を新規に加へられたと言っておりますが、どういふような基準でいかれたかという点もまだ説明を伺つておきたいと思つて、一つの河川を見てみましても、今の予算の状況では五十年かかるでしょう、五十年。それならば五十年かかりますと、大災害で相当な死傷者が出たといつては河川の付近の住民といふものは、毎年々々戦々ききょうとしておるのです。それが五十年も続いてはやり切れません。それなら、さうしていく先きは一体どれくらいになるかといふようなところで心配して陳情政治になつてくる、こつちやつたことでは私たちが住民に對して申しわけないことではないか。特にこれは生命財産にも關係するし、平素において経済効果にも重要な關係がありますから、もう少し本年はこれくらいやるというふうなはつきりした一つの明示ができて、さうして地方公共団体の財政規模と合せていくというふうなことを考へていただきたい、この点はどうか。

○政府委員(山本三郎君) その点まことにごもつともな御意見でございます。まして、地方の方々が治水事業を要望いたしまして、何年にできるという目安がつくことが必要でございます。それから、事業を担当する者におきましても、来年はどれくらい金がかかるかわからないといふことで今年の仕事をやつていくことは不経済にもなりますし、見当もつかないといふことでございまして、実は継続費を設定いたしました、来年は幾らくするといふことを今年の国会からはもうきめていただくという方法をとるのが一番いいわけでは

ございまして、戦争前におきましては、すべての直轄河川が継続費制度をとつておたわけでございます。この点につきましても、河川につきましてもぜひ一つの制度を作つてもらいたいというところを要望しているわけでございます。まして、御承知のように、ダムにつきましても、継続費が設定されている分が直轄にしてあるわけでありまして、この治水につきましても、強力に本年度の予算におきましても、継続費設定を私どもとしましては強く要望いたしたわけでありまして、ただ予算の規模がちつちやくて継続費になつたのでは、先生のおっしゃるやうに要望されても、来年度財政がよくなくなつても、また今年の規模にちよつと色がついたといふやうなことでは困るというふうな点が私どもは心配なんです。

それから大蔵省の答弁——財政当局といたしましては、やはり財政規模に一番影響する公共事業について、すべてを継続費にしてしまふというふうなことにについては、財政当局は財政当局なり縛られることが一番困ると思つていふやうな状況でございます。私どもが一番困りますのは、来年度以降におきましてちつちやくて継続費を設定されたものでは、何のことかわからぬといふやうな点が非常に心配なんです。その点もありませんが、何といたしまして、来年度幾らあるかわからぬ、あるいはよく話さないといふ金とくれないといふやうな点にも心配があるわけでございます。ただ私どももいたしましては、今年やつておる事業を、来年度中止するとかいふやうなことは全然考へてはいないわけでございます。その

点につきましては、地元の方にも継続中のものを中止するとか、来年やらなければならぬものをやめるとかいうやうなことは全然いたさないつもりでございますので、その点につきましては、地元の方が見えた際に申し上げて御納得いくやうな御説明は申し上げておるわけでございます。ただ、根本的な解決ではございませんので、今後におきましてもぜひ継続費制度を作つてもらいたいといふことにつきましても、極力やりたいといふやうに考へております。また来年度は、例の国庫債務負担行為といふのを新しく河川事業に設定して参りました。たとえば大きな買収を数年にわたつてやらなければならぬといふやうなところにつきましても、今年のうちから来年分まで契約できるという制度は作つていただきましたので、この制度を活用いたしまして、若干はこの問題につきましては処理できるだらうというふうに考へます。

○内村清次君 そこで、先ほどの四河川の問題が残つたのでありますが、たとえば直轄河川が一応済んだ河川がある。それに対して、埋め合せにまたさらに新規の河川を加へていく、こつちやつた方法もとつておられるだらうと思ひますけれども、私は總体的に、先ほど言われたやうに、五カ年計画で百の河川を直轄に、さうして五カ年計画、十カ年計画といふやうな計画で、一応危険度を少くしていくというやうなことが短期間に、せめて十カ年というやうな短期間にでき得ればこつちやつたけれども、どうも今の政府の重点政策の上から、これは事務当局として、あなた方も不満であらうとは思ひ

のですが、私たち自体としては見ておつて非常に不満であると同時に、不満であるばかりでなく、どうも政党内閣、あるいは陳情政党内閣といふやうなところが、せつかつくの国土の開発といふものが漏つてきておらないかといふことを常に私たちは不愉快に感じておるわけですね。だからこれを、やはり国民全体の観点に立つて、日本の地形といふやうなことで天候、こつちや条件の悪い観点から、何とかして天候をお互いに入為で直していこうじゃないか、天候を克服していきこうじゃないか、計画に乗つて、重点政策をとつていけば、ある程度は、私たちはそれがもうできてる予算計画にはなりやしないかと思つておるのです。そしてこれは天候でございまして、雨が少かつたから、天候が悪かつたから、こつちややうなことでなくて、たとえ天候が悪くても河川の改修は完全であるといふ場合には、これは、これを逃れることはできるのですから、そこで百河川の中から、それは普通最悪の天候があつたとしましても、最悪といへば非常の最悪でなくて、まあ平年度からずつと見ました、平均から見てもこれくらいの降雨の場合には耐え得るというやうな過去の経験から割り出して、この点は、この川は本年度はあまり重点を入れないでいい、しかしこつちは危険度が多いからこれから一つやつていこうじゃないかといふやうな河川を選別して、こつち予算を重点的に入れていくというやうな方法はできないものか。やつぱりまんべんにやつておらないと、その地方公共団体及びまた民生が不安だといふやうな観点で、何かおしるしにやつていふといふやうな姿ではなからうかと

思っているのですが、そういうた選別計画というのは河川局の方ではできていますか、どうですか。

○政府委員(山本三郎君) お話こもつともでございすが、たとえ利根川に例をとりますと、これは明治の三十二年から改修しておるわけでございす。そこで、第一期改修計画が昭和五年に終わったわけでございすが、その後また大きな出水が参りまして、どうしてもこれでは足りないということで再改修をしていくわけでございす。それじゃ現在までの金は、当時の第一期改修の金にいたしまして利根川に注ぎ込んだ金は一億円以上、その金はむだではないかというふうなお話だと思ひます。まあ、そういうことじやないかと思ひますが、でき上らぬと効果がなというところに対する御説明でございすが、その工事ができ上ったあとにおきまして、大きな洪水が数回出ております。この中には、利根川の堤防が急所であつたような洪水もございすけれども、そのほかの中小洪水におきましては、もし改修工事をやつてなかつたとするならば、関東平野が相当程度やられたというふうな数の洪水もだいぶあるものであります。それらのものについては、完全に改修の、今までやつた金が生きていくわけでございす。そういう観点におきまして、経済効果がいろいろあるから、同じ河川にいたしまして全部しなかつたならば改修効果がないという川の中にはございすけれども、重要な町の部分を、河口なり、それから下流の非常に水通しの悪い所を広げるなりしてやりますと、やはり上流までずつとよくなるわけ

けでございまして、そういうふうな仕事を私どもは選びましてやっているわけにございす。ですから、川に今まで投じた金は、できるだけ有効にできるような、同じ連続の堤防だと、どこが切れてもだめでございすから、そういう堤防なら一つ平均して強くしようというふうな考えでやつておりますし、また一つの川で重要な町があれば、できるだけそこを、経済効果の高いところから防げるような工事の方法というふうなことをやりまして、川の数は相当やつておりますけれども、その中においては効果の上るような仕事をやつているというところもございす。それから、川をしぼつてやれというふうなお話でございすが、これは、なるほど川の数をうんと少くいたしましてやるならば、金が集中いたしまして効果も上るわけでございすけれども、先ほど中小河川で、あるいは千本以上の計画を立てたといつておりますが、準用河川だけ拾つてみましても三千本以上の改修を必要とする河川があるわけでございす。これを地元からいたしますと、毎年々々所をかえて災害がくるわけでございまして、最近の災害は中小河川の部分に非常に多いわけであります。そうすると、そのところは非常に要望が強くなる。こ

うに、川のうちでは一つ効果の上るような仕事、あるいは効果の上るような箇所を選びましてやっているわけにございまして、まあ数を一つと少くしろというふうなことでございまして、私どもはよくその気持はわかるわけでございすけれども、今急に今までのやつた川を廃止するとかというふうなことに相なりますと、先ほどのお話またように、継続している川をやめるといふようなことはやはり地元の人たちの期待を大いに裏切つてしまふというふうなことで、なかなかできない。その辺の調和を見つづ、効果のあるように使おうというのが私どもが努力している点でございす。

○内村清次君 河川局長が言われました利根川問題ですね、そうやつた事例は私はけっこうだと思ふのです。まあやはり徹底的に、経済効果の非常に多いところ、しかもそのやらないために、何というか、災害が非常にひどいというところ、これは、やはり先の見通しを見て徹底的に改修してやらう、こつたやつたやり方は私たちが非常に賛成するところだ。まあそれが、先ほど私は河川を、数を減らしてやつたならどうかというのを申しましたけれども、何と言いましてもあなたのおつした通りに河川が多いのだから、災害をこうむるところの河川というものは、非常に多いのだから、結論は予算が少いということに歸着するのですけれども、そのうちでもやはり調査をして、そしてまあ大丈夫だといふような見通しがあるところは、予算の分布等を少くして、そして今言つた利根川のような徹底した改修をやつて、そして

ても何年、何百年といえども、決して民生に不安をかけないようなものを作り上げていたきたいと、こう思ふわけですよ。

○政府委員(山本三郎君) ただいま河川の計画の問題に触れたと思ひますが、私どもが先ほど申し上げました治山治水基本対策におきまして、あるいは緊急五カ年計画におきまして、その対象とするところは、重要な河川につきましては、やはり今までの統計をよく調べまして、できるだけ資料を整えた上、大きな重要河川につきましては、やはり八十年とか、七十年くらいに一本くくるくらい程度の洪水には安全だといふふうにした、一生に一ぺん受けるか受けないかくらいの洪水には安全であるような計画を立てておるわけでございまして、その線によつて仕事をしておるというのが現状でございす。

○委員長(竹下豊次君) 本日は、水防法の一部改正法律案の審議もお願ひしたい予定にしておつたのでありますが、時刻もだいぶ過ぎましたし、本日の委員会はこの程度にいたしまして散会いたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと思ひます。それじゃ本日は、これで散会いたします。午後四時十四分散会

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地すべり等防止法案

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 地すべり防止区域に関する管理(第七条―第二十六条)

第三章 地すべり防止区域に関する費用(第二十七条―第四十条)

第四章 ばた山崩壊防止区域に関する管理等(第四十一条―第四十五条)

第五章 雑則(第四十六条―第五十一条)

第六章 罰則(第五十二条―第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地すべり及びばた山の崩壊による被害を排除し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してする現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

2 この法律において「ばた山」とは、石炭又は重炭に係る捨石が集

積されてきた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四条又は第二十六條の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者が必要な措置を講ずべきものを除くものとする。

3 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

(地すべり防止区域の指定)

第三條 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的

を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

(はた山崩壊防止区域の指定)

第四條 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、はた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをはた山崩壊防止区域として指定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該はた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「はた山崩壊防止区域」と読み替へるものとする。

(調査)

第五條 第三條第一項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に關し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に關する現地調査を行つて行つものとする。

第六條 主務大臣又はその命を受け

た職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することが出来る。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入りとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入りとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒

み、又は妨げてはならない。

8 国は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けただ日から三十日以内に取用委員会に土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することが出来る。

11 第五項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二章 地すべり防止区域に

關する管理

(地すべり防止区域の管理)

第七條 地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

(標識の設置)

第八條 都道府県知事は、第三條第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(地すべり防止工事基本計画)

第九條 都道府県知事は、第三條第三項の規定により地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村(特別区を含む。以下同じ)の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。

(主務大臣の直轄工事)

第十條 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。

三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合において、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事)

第十一条 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 国又は地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事に協議することをもつて足りる。

3 都道府県知事は、第一項の承認に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができ、

(築造等の基準)

第十二条 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

2 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

一 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみ

やかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。

イ 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ 地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。

三 ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

(兼用工作物の工事の施行)

第十三条 都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一

条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する

保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他の施設又は工作物(以下これを「他の工作物」と総称する)の効用を兼ねるとき

は、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行)

第十四条 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工

事(以下「他の工事」という。)又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川(河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川又は同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川をいう。以下同じ)に関する工事又は道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。以下同じ)に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事については、河川法第十一條第二項又は道路法第二十三條第一項の規定を適用する。

(附帯工事の施行)

第十五条 都道府県知事は、地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又は地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事を当該地すべり防止工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は砂防工事(砂防法による砂防工事をいう。以下同じ)であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一條第一項、道路法第二十二條第一項又は砂防法第八條の規定を適用する。

(土地の立入等)

第十六条 都道府県知事は、その命

を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用する

ことができる。

2 第六条第二項から第十一項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合には、同条第八項から第十項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

(地すべり防止工事に伴う損失補償)

第十七条 土地収用法第九十三條第一項の規定による場合を除き、都道府県知事が地すべり防止工事を施行したことにより、当該地すべり防止工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、当該都道

府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当該都道府県知事が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、当該地すべり防止工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、当該都道府県知事の統括する都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四條の規定による裁決を申請することができる。

(行為の制限)

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く)。

二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く)。

三 のり切又は切土で政令で定め

四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良

五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができ、（経過措置）

（経過措置）

第十九条 第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基き他の施設等を設置（工事中の場合を含む）している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基き前条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する行為を行つていない者についても、同様とする。

（許可の特例）

第二十条 森林法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用す

る場合を含む。）又は砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、第十八条第一項の許可を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が第十八条第一項各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することをもつて足りる。

（監督処分及び損失補償）
第二十一条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第十八条第一項の規定に違反した者
二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者
三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者

2 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。

三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基き公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替へるものとする。

5 都道府県知事の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に関する監督）
第二十二条 都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその吏員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項の証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。
二 第十一条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。

三 偽りその他不正な手段により第十一条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。
2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替へるものとする。

5 前三項の規定は、国又は地方公共団体の管理する地すべり防止施設については、適用しない。

（関連事業計画）
第二十四条 都道府県知事は、地すべりによる被害を排除し、又は軽減するため必要があると認めるときは、地すべり防止工事基本計画を勧告して、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「関連事業計画」という。）の概要を作成し、地すべり防止区域の存する市町村の長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

一 家屋その他の施設若しくは工作物の移転若しくは除却又は除却される家屋その他の施設若しくは工作物に代る家屋その他の施設若しくは工作物の建設に關すること。
二 農地の整備又は保全に關すること。
三 農道、かんがい排水施設又はため池の整備に關すること。

四 前三号に掲げる事項に直接関連して地すべり防止区域外において特に必要とされるこれらの号に掲げる事項
2 前項の勧告に応じて関連事業計画を作成しようとするときは、市町村長は、主務省令で定めるところ

により、地すべり防止区域外において特に必要とされるこれらの号に掲げる事項

により、あらかじめ当該計画に係る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならぬ。これを變更したときも、同様とする。

4 前項の規定により関連事業計画の承認を得たときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(立退の指示)

第二十五条 都道府県知事又はその命を受けた吏員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命を受けた吏員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(地すべり防止区域台帳)

第二十六条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 地すべり防止区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し

必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 地すべり防止区域に関する費用

(地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則)

第二十七条 地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

(主務大臣の直轄工事に要する費用の負担)

第二十八条 第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で、溪流(山間部におけるその直下流を含む。以下同じ。)において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。

2 前二項の場合において、当該地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

4 前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担せようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

(都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の一部負担)

第二十九条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で、溪流において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用の三分の二を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で前項に規定するものの以外のもに要する費用の二分の一を負担する。

(受益都府県の分担金)

第三十条 都道府県知事の施行する地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、当該都府県知事は、政令で定めるところにより、他の都府県の知事と協議して、他の都府県の利益を受ける限度において、当該都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

(市町村の分担金)

第三十一条 前四条の規定により都道府県が負担する費用のうち、そ

の地すべり防止工事又は地すべり防止施設の維持が当該都道府県の区域内の市町村を利用するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を分担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が分担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)

第三十二条 主務大臣が地すべり防止工事を施行する場合においては、まず全額国費をもつてこれを施行した後、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項又は第二項の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

(兼用工作物の費用)

第三十三条 都道府県知事の管理する地すべり防止施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該地すべり防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県知事と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第三十四条 都道府県知事は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する

者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事の費用については、河川法第三十二条第二項又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)

第三十五条 都道府県知事の施行する地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又はその施行する地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第十八条第一項の許可に附した条件に特別の定がある場合及び第二十条第二項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該都道府県知事の統括する都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項、道路法第五十八条第一項又は砂防法第三十六条の規定を適用する。

3 都道府県知事は、第一項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第三十六条 都道府県知事は、その

施行する地すべり防止工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、当該都道府県知事の統括する都道府県の条例で定める。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

（負担金の通知及び納入手続等）
第三十七条 前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（強制徴収）

第三十八条 第三十三條、第三十四条第一項、第三十五条第三項及び第三十六条第一項の規定に基く負担金（以下単に「負担金」という）を納付しない者があるときは、都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにそ

の納付すべき金額を納付しないときは、都道府県知事は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

（収入の帰属）
第三十九条 負担金及び前条第二項の延滞金は、当該都道府県知事の統括する都道府県に帰属する。

（義務履行のために要する費用）
第四十条 この法律又はこの法律によつて定める処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第四章 ばた山崩壊防止区域に關する管理等
（ばた山崩壊防止区域の管理）
第四十一条 ばた山崩壊防止区域の施行その他ばた山崩壊防止区域の管理は、当該ばた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

（行為の制限）
第四十二条 ばた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 立木竹の伐採（間伐、択伐その他政令で定める軽微な行為を除く。）又は橋根の採取
二 木竹の滑下又は地引による搬出
三 のり切又は切土
四 土石の採取又は集積
五 掘さく又は石炭その他の鉱物の掘採で、ばた山の崩壊の防止を阻害し、又はばた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの
六 前各号に掲げるもののほか、ばた山の崩壊の防止を阻害し、又はばた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「地すべり」とあるのは、「ばた山の崩壊」と読み替へるものとする。

（経過措置）
第四十三条 第四条の規定によるばた山崩壊防止区域の指定の際現に当該ばた山崩壊防止区域内において権原に基き前条第一項各号に規定する行為を行つてゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為について同条第一項の許可を受けたいものとみなす。

（ばた山崩壊防止区域の管理に要する費用の負担原則）
第四十四条 ばた山崩壊防止区域の施行その他ばた山崩壊防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該ばた山崩壊防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

（準用規定）
第四十五条 第八条、第十三条から第十七条まで、第二十條、第二十一条、第二十六条、第二十九条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十条までの規定は、ばた山崩壊防止区域に關する管理及び費用について準用する。この場合において、第八条中「第三条第三項の規定による地すべり防止区域」とあるのは「第四条第二項において準用する第三条第三項の規定によるばた山崩壊防止区域」と、「その地すべり防止区域内」とあるのは「そのばた山崩壊防止区域内」と、第十六条第一項中「地すべり防止区域」とあるのは「ばた山崩壊防止区域」と、あるのは「ばた山崩壊防止工事」と、第二十條中「森林法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林法第十六条第一項若しくは同法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）」と、第十八条第一項とあるのは「第四十二条第一項」と、第二十一条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と読み替へるものとする。

2 前項後段に規定するもののほか、同項の準用に關し必要な技術的調整は、政令で定める。

第五章 雑則

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）
第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号

（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内に補助することができる。

（家屋の移転等に対する住宅金融公庫の資金の貸付）
第四十七条 第二十四条第三項の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基き住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合において、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者が、自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日から二年以内に、当該家屋を移転し、若しくは当該家屋を除却してこれに代るべき家屋を建設し、又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の定めるところにより、住宅金融公庫から、当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金の貸付を受けることができる。

（漁港管理者又は漁港管理者の長に対する協議）
第四十八条 主務大臣又は都道府県知事は、漁港法（昭和二十五年法律

（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内に補助することができる。

（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内に補助することができる。

第三百三十七條 第二條の規定による漁港の区域（水域を除く。）内において地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ漁港管理者の長に協議しなければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七條第一項の規定による港灣隣接地域内において地すべり防止工事（同項各号に規定する行為に該当するものを除く。）を施行しようとするときは、あらかじめ港灣管理者の長に協議しなければならない。

（報告の徴収）

第四十九條 主務大臣は、この法律の施行に必要があるときと認めるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

（訴願及び裁定）

第五十條 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願をすることが出来る。ただし、第二項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる処分については、この限りでない。

一 第十一條第一項の承認

二 第十四條第一項（第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による工事の施行命令

三 第十八條第一項の許可

四 第二十一條第一項若しくは第二項（第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

五 第二十三條第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令
六 第三十四條第一項、第三十五條第一項若しくは第三項又は第三十六條第一項（第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による負担の決定
2 前項第一号から第五号までに掲げる処分について不服のある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することができる。

（主務大臣）

第五十一條 地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 砂防法第二條の規定により指定された土地（これに準すべき土地を含む。）の存する地すべり地域又ははた山に關しては、建設大臣
二 森林法第二十五條第一項の規定により指定された保安林（これに準すべき保安林を含む。）又は同法第四十一條の規定により指定された保安施設地区（これに準すべき保安施設地区その他の土地を含む。）の存する地すべり地域又ははた山に關しては、農林大臣

三 前二号に該当しない地すべり地域又ははた山のうち、イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二條第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同

法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準すべき地域を含む。）の存する地すべり地域又ははた山に關しては、農林大臣
ロ イに該当しない地すべり地域又ははた山に關しては、建設大臣
2 地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議してしなければならない。

第六章 罰則

（罰則）
第五十二條 第十八條第一項又は第四十二條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一 第六條第七項（第十六條第二項又は第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者
二 第二十二條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第五十四條 第八條（第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者は、一万円以下の罰金に処する。

（面罰規定）
第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、第五十二條又は第五十三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
（経過規定）
第二條 この法律の施行の際現に地すべり防止工事施行中の地域の存する地すべり地域について、第五十一條第一項の規定により主務大臣たるべき者と現に当該工事の管理を所掌する主務大臣とが異なるときは、同項の規定にかかわらず、当該工事の完了するまでは、現に当該工事の管理を所掌する主務大臣を当該地すべり地域についての主務大臣とする。

（費用負担の特例）
第三條 第二十八條の規定の昭和三十三年度における適用については、同条第一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」ととし、同条第二項中「国及び都道府県がそれぞれその三分の一を」とあるのは「国がその三分の一を」とする。都道府県がその三分の一を」とする。同年度分の予算に係る負担金の経費の金額で翌年度に繰り越したものに ついても、同様とする。

2 第二十九條（第四十五條第一項

において準用する場合を含む。）の規定の昭和三十三年度における適用については、同条第一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」とし、同条第二項中「三分の一」とあるのは「四分の一」とする。同年度分の予算に係る負担金の経費の金額で翌年度に繰り越したものに ついても、同様とする。

第四條 この法律の施行の際現に国が施行している森林法第四十一條第一項の事業であつて、この法律の施行後引き続き第二十八條第二項に規定する地すべり防止工事として主務大臣が自ら施行するものに要する費用は、同項の規定にかかわらず、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。

2 前項の規定の昭和三十三年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」とする。同年度分の予算に係る負担金の経費の金額で翌年度に繰り越したものに ついても、同様とする。

（地方財政法の一部改正）
第五條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第十條の二第二号の次に次の一号を加える。
二の二 地すべり防止工事及びはた山崩壊防止工事に要する経費

（建設省設置法の一部改正）
第六條 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第九号の次に次の一号を加える。

九の二、地すべり防止に關する事業を実施し、並びに地すべり及びほた山の崩壞の防止に關する事業を助成し、及び監督し、その他地すべり等防止法（昭和三十三年法律第號）の施行に關する事務を管理すること。

(農林省設置法の一部改正)

第七條 農林省設置法（昭和二十四
年法律第一百五十三号）の一部を次
のよりに改正する。

第四條第三十四號の二の次に次の一号を加へ、同條第五十九號中「及び治水事業」を「治水及び地すべり防止事業」に改める。

二十四の三 地すべり等防止法
(昭和三十三年法律第 号)

に基き、地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びぼた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。

第九條第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業を實施し、並びに地すべり及びほた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督する」と。

第三十六条第八号の二の次に次の一号を加える。

入の三 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びなだ山の崩壊の防止に関する事業

を助成し、及び監督すること。

第五十九条中「第二十四号の二」の下に、「第三十四号の三」を加える。

第六十二条第三号の次に次の一
号を加える。

三の二 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びばなし山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督するものと。

第六十三条第一号中「及び治水を、治水及び地すべり防止」に改める。

第六十七条第二号の次に次の一
号を加える。

二の二 林野の保全に係る地すべり防止事業の実施に関すること。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第八条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十七条第八項第一号及び第四号中「住宅」の下に「、災害復興住宅、地すべり関連住宅」を加え、

同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 公庫は、地すべり等防止法
(昭和三十三年法律第 号)第

二十四条第三項の規定により、
道府県知事の承認を得た関連事
業計画に基き住宅部分を有する
家屋を移転し、又は除却する場
合において、当該家屋の移転
又は除却の際当該家屋を所有

し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者が、自ら

居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日から二年以内に、当該家を移転し、若しくは当該家を売却してこれに代るべき家を建設し、又は当該家の移転若しくは当該家に代るべき家の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、これらの者に對し、当該家は、若しくは当該家に代るべき家は、若しくは当該家に代るべき家の移転若しくは建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

第十八条中「前条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項を」「前条第一項、第二項、第四項及び第六項まで及び第八項」に、同条第四項若しくは第七項を同条第四項若しくは第八項に改める。

第二十條第四項中「第十七條第五項」の下に「及び第六項」を加へ、同條第五項中「第十七條第十七項」を「第十七條第八項」に改める。

第二十一条第四項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十七条第六項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、十八年（すえおき期間を含む。）以内と

する。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算して三年以内とする。

第二十一条の二中「同条第二項、第二項又は第七項」を「同条第二項、第二項又は第八項」に改める。
第二十一条の三第三項ただし書

中「当該住宅、災害復興住宅」を「当該住宅、災害復興住宅、地すべり関連住宅」に、「当該住宅又は災害復興住宅」を「当該住宅、災害復興住宅」

文は地すべり関連住宅に改め、同項第二号中「災害復興住宅」の下に「地すべり関連住宅」を加え、同第四号中「同条第五項若しくは第七項」と「同条第五項、第六項若しくは第七項」とを同一と見做すこととする。

くは第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加え、同項第五号及び第六号中

住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅」を「住宅、災害復興住宅、地すべり関連住宅又

は住宅、災害復興住宅若しくは地

すべり関連住宅」に改め、同項第七号中「住宅又は災害復興住宅」を「住宅、災害復興住宅又は地すべ

り関連住宅」に改め、同項第八号中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改め、同項第九号中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第五項、第六項若しくは第八項

に改め、「災害復興住宅」の下に「地すべり関連住宅」を加え、同

項第十号中「同条第四項若しくは第七項」を「同条第四項若しくは第七項」に改める。

第二十三条第一項中「災害復旧住宅」の下に「地すべり関連住宅」を加へ、「第十七条第五項及び

第七項」を「第十七条第五項、第六項及び第八項」に改め、「同条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十四条第二項中「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加え、「第十七条第八項各号」を「第十七条第九項各号」に改める。

第三十四条第二項中「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加える。

第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に「、地すべり関連住宅」を加える。

第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

（地方税法の一部改正）

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十号中「第十七条第八項第三号」を「第十七条第九項第三号」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第十条 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第 号）

第五十条第二項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は自然公園法第三十四条若しくは第四十五条」を「自然公園法第三十四条若しくは第四十五条又は地すべり等防止法第五十条第二項」に改める。

第四十五条第一項中「海岸法」を「海岸法」に改める。

「海岸法」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十一条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三号第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法（昭和三十三年法律第 号）による地すべり防止施設又はほか山崩壊防止施設

（産業労働者住宅資金金融通法の一部改正）

第十二条 産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項後段中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第五項、第六項若しくは第八項」に改める。

（北海道防凍住宅建設等促進法の一部改正）

第十三条 北海道防凍住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を、「災害復興住宅」の下に「又は地すべり関連住宅」を加え、同条第二項中「災害復興住宅」及び「当該災害復興住宅」の下に「若しくは地すべり関連住宅」を、「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を加え、「二十五年（すえおき期間を含む。）」を「災害復興住宅に係るものについては二十五年（すえおき期間を含む。）以内、地すべり関連住宅に係るものについては三十年（すえおき期間を含む。）」に改め、同条第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第十四条 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事又は地すべり防止工事（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第 号）による地すべり防止工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該海岸保全施設に関する工事については、河川法第十一條第二項、道路法第二十三條第一項又は地すべり等防止法第十五條第一項の規定を適用する。

第十七条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事、砂防工事（砂防法による砂防工事をいう。以下同

じ。）又は地すべり防止工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一條第一項、道路法第二十二條第一項、砂防法第八條又は地すべり等防止法第十四條第一項の規定を適用する。

第三十一條第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は地すべり防止工事であるときは、当該海岸保全施設に関する工事の費用については、河川法第三十二條第二項、道路法第五十九條第一項及び第三十三條又は地すべり等防止法第三十五條第一項及び第三十三條の規定を適用する。

第三十二條第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二條第一項、道路法第五十八條第一項、砂防法第十六條又は地すべり等防止法第三十四條第一項の規定を適用する。

第三十九條第一項第二号中「第十二條第一項又は第二項」を「第十二條第一項若しくは第二項」に改める。

日本道路公団法の一部を改正する法律案
日本道路公団法の一部を改正する法律

日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「の元本の償還及び利息の支払」を「に係る債務（次項の規定により保証することができず債務を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について保証することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

本則中「又は農地開発機械公団」を「農地開発機械公団又は日本道路公団」に、「又は農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第二十五條第一項を、農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第二十五條第一項又は日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六條第一項」に改める。

地すべり等による災害の防止等に関する法律

（目的）
第一条 この法律は、地すべり等を防止し、及び地すべり等による被害を軽減し、もつて国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地すべり等」とは、地すべり、山くずれ、がけくずれ及びはた山の崩壊（これに關し鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第四條の規定により鉱業権者が必要な措置を講ずべきものを除く。）で住民の生命若しくは財産又は公共施設に対し多大の損害を及ぼすおそれのあるものをいう。

（調査及び地すべり等防止区域の指定）

第三条 建設大臣は、地すべり等のおそれのある地帯を調査した上、住民の生命及び財産の安全を確保し、並びに公共施設の保全を図るため、一定の区域を地すべり等防止区域として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の規定により地すべり等防止区域を指定する場合においては、あらかじめ、関係大臣に協議しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の調査に関する事務を都道府県知事に委任することができる。

（地すべり等防止区域の指定の解除）

第四条 建設大臣は、地すべり等防止区域について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、そ

の部分につき地すべり等防止区域の指定を解除しなければならない。
(地すべり等防止区域の指定又は解除の通知)

第五条 建設大臣は、第三条又は前条の規定により、地すべり等防止区域を指定し、又は解除した場合においては、その旨を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

(地すべり等防止計画)

第六条 道府県知事は、前条の規定による地すべり等防止区域の指定の通知を受けたときは、当該地すべり等防止区域について、地すべり等を防止し、及び地すべり等による被害を軽減するための計画(以下「地すべり等防止計画」という)を作成し、建設大臣の承認を得なければならない。地すべり等防止計画を変更するときも、また同様とする。

2 前項の地すべり等防止計画は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

一 地すべり等を防止するための施設(以下「地すべり等防止施設」という)の新設、改良その他地すべり等を防止するための工事(以下「地すべり等防止工事」という)に関する事項。

二 地すべり等の観測及び予報に関する事項。

三 家屋その他の工作物の移転に関する事項。

四 家屋その他の工作物の設置、土地の利用その他の行為の制限又は禁止に関する事項。

五 その他建設省令で定める必要な事項。

3 第三条第二項の規定は、建設大臣が第一項の承認をする場合について準用する。

4 都道府県知事は、地すべり等防止計画につき第一項の承認を得たときは、当該地すべり等防止計画を関係市町村長に通知するとともにその旨を公表しなければならない。
(標識の設置)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による地すべり等防止区域の指定の通知を受けたときは、その地すべり等防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、地すべり等防止区域内の土地の所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

(地すべり等防止工事の施行及び地すべり等防止施設の管理)

第八条 地すべり等防止計画に定められた地すべり等防止工事及び地すべり等防止施設の管理は、都道府県知事が行うものとする。
(直轄工事等)

第九条 建設大臣は、地すべり等防止工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施する必要がある場合若しくは都道府県の区域の境界に係る場合又はその工事の規模が著しく大である場合であつて、都道府県知事がその工事を施行することが困難又は不適当と認めるときは、みずから、その工事を行い、及び当該工事に係る地すべり等防止施設を管理することができる。

(地すべり等を促進する行為等の制限、禁止等)

第十条 都道府県知事は、地すべり等防止区域内における地すべり等を促進し、又は地すべり等による被害を増大させるおそれのある家屋その他の工作物の設置、土地の利用その他の行為を制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可に係る事業又は行為について、前項の規定による制限又は禁止をしようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可を行つた行政庁に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、地すべり等防止区域内における地すべり等を促進し、又は地すべり等による被害を増大させるおそれのある家屋その他の工作物の所有者に対し、一定の期限を附してその移転又は除却を命ずることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による制限若しくは禁止又は前項の規定による命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者とが協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合においては、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から一箇月以内に

収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十条の規定による裁決を申請することができる。

(家屋移転等の勧告)

第十一条 都道府県知事は、地すべり等防止区域内の家屋その他の工作物で地すべり等による損害を受けるおそれのあるものの所有者に対し、一定の期限内に、その家屋その他の工作物を移転し、又は除却するよう勧告することができる。

(地すべり等警報)

第十二条 都道府県知事は、地すべり等防止区域内の地すべり等を観測し、及び予報するための設備を設け、地すべり等による災害が起るおそれがあると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し警報を発しなければならない。
(立退の指示)

第十三条 地すべり等による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事又はその命を受けた都道府県職員の必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(土地の立入等)

第十四条 建設大臣若しくは都道府県知事又はこれらの命を受けた者若しくはこれらの委任を受けた者は、地すべり等防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり等防止工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途

のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができ。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入りようとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入りてはならない。

4 第一項の規定により土地に立ち入りようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

6 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

7 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 第十条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」と

あるのは、「建設大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

9 第四項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(土地利用計画)

第十五条 第六條第四項の規定による通知を受けた市町村長は、当該地すべり等防止区域について、土地を有効に活用するため、地すべり等防止計画に即して土地利用計画を作成し、都道府県知事の承認を得なければならない。土地利用計画を変更するときも、また同様とする。

2 前項の土地利用計画は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

一 土地の利用区分に関すること。

二 土地の利用に関し必要とされる家屋その他の工作物の配置に関すること。

三 土地の利用に関し必要とされる公共施設又はこれに準ずる施設の整備に関すること。

四 その他農林省令・建設省令で定める必要な事項

3 市町村長は、第一項の土地利用計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会及び当該地すべり等防止区域内の土地の利用に係る公共施設又はこれに準ずる施設の管理者の意見を聞かなければならない。

4 市町村長は、土地利用計画につき第一項の承認を得たときは、当該土地利用計画の要旨を公表しなければならない。

5 第一項の土地利用計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(家屋等の移転に対する助成措置)

第十六条 国又は地方公共団体は、家屋その他の工作物の所有者が地すべり等防止計画又は土地利用計画に基づき、当該家屋その他の工作物を移転するとき、地すべり等防止区域内の土地の売却のあつせん、必要な土地若しくは家屋その他の工作物の取得の援助等当該移転を容易ならしめ、又は移転後の生活再建を援助するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、地すべり等防止区域の指定の際現に当該地すべり等防止区域内にある家屋その他の工作物の所有者が、第十一条の規定による勧告に基づき同条の期限内に、当該家屋その他の工作物を移転し、又は除却するとき、その者に對し、家屋その他の工作物（畜舎、収納倉等農業生産に直結するもので農林省令・建設省令で定めるもの（以下「農業用家屋等」という。）を除く。）の移転に要する費用についてはその四分の一以内を、農業用家屋等の移転に要する費用についてはその二分の一以内を、家屋その他の工作物の除却に要する費用についてはその四分の一以内を補助するものとする。

(地すべり等防止計画の実施等に要する費用)

第十七条 地すべり等防止計画の実

施に要する費用及び地すべり等防止施設の管理に要する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）並びに他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該地すべり等防止区域の属する都道府県の負担とする。

(直轄工事等に要する費用の負担割合)

第十八条 第九条の規定により建設大臣が施行する地すべり等防止工事及び当該地すべり等防止工事に係る地すべり等防止施設の管理に要する費用は、国がその四分の三を、当該地すべり等防止区域の属する都道府県がその四分の一を負担する。

2 前項の場合において、当該地すべり等防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、建設大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり等防止区域の属する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

3 前項の規定により建設大臣が著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担せよとする場合においては、建設大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

(補助)

第十九条 国は、都道府県知事が行う地すべり等のおそれのある地帯の調査及び地すべり等防止計画の実施並びに第十六條第二項の規定

による補助に要する費用で政令の定めるものについては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以内を当該都道府県に對し補助するものとする。

2 国は、第十五條第五項の規定により地方公共団体その他の者が土地利用計画に基づいて行う農地の造成及び改良並びに農業用施設の整備に要する費用で政令で定めるものについては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を当該地方公共団体その他の者に對し補助するものとする。

(市町村の分担金)

第二十條 地すべり等防止計画の実施又は地すべり等防止施設の管理がこれを行う都道府県の区域内の市町村を利するものである場合は、その受益の限度において、当該市町村に對し、第十七條の規定により都道府県が負担する額から前條第一項の規定により国が補助する額を控除した残額及び第十八條の規定により都道府県が負担する額の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(受益者負担金)

第二十一條 都道府県は、地すべり等防止工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、

当該地すべり等防止工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県の条例で定める。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(報告の徴収)

第二十二條 建設大臣は、この法律の施行に関し必要があるときは、都道府県知事に對し報告又は資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第二十三條 次に掲げる処分について不服のある者は、処分があつた日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

一 第十條第一項又は第三項の規定による処分

二 第二十一條第一項の規定による負担の決定

(罰則)

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項の規定により都道府県知事が行う制限又は禁止に違反した者

二 第十條第三項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第六項の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第七条の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 地すべり等防止工事を実施、助成、及び監督し、その他地すべり等による災害の防止等に関する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正)

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 地すべり等防止施設(土地収用法の一部改正)

4 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 国又は地方公共団体が地すべり等による災害の防止

等に関する法律(昭和三十三年法律第 号)に基づき実施する地すべり等防止事業

5 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「本項」を「本項及び第六項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第六項及び第七項を一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 公庫は、地すべり等による災害の防止等に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第三条の規定による地すべり等防止区域の指定の際人の居住の用に供する家屋を所有し、又は当該家屋を賃借し、若しくは当該家屋に居住している者であつて、同法第十条第三項の規定による命令又は同法第十一条の規定による勧告に基づき当該家屋又は当該居住を移転するものが、自ら居住し、又は他人に貸すために、当該命令又は勧告を受けた日から二年以内に人の居住の用に供する家屋で主務省令で定めるもの(以下「地すべり等移転住宅」という。)の建設(新たに建設された地すべり等移転住宅でまだ人の居住の用に供したことのないもの)の購入及び当該命令又は勧告に基づく人の居住の用に供する家屋の移転を含む。以下同じ。をし、又は当該地すべり等移転住宅の建設に附随して土地若しくは借地権の取得をし、若しくは、これらの者に対する

し、地すべり等移転住宅の建設又は地すべり等移転住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

第十八条中「第四項、第五項及び第七項」を「第四項から第六項まで及び第八項」に、「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に改める。

第二十條第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 第十七条第六項の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、第一項の場合に準じて政令で定める。

第二十一条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十七条第六項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間については第一項の規定を準用する。

第二十一条の二中「若しくは使用していた者が、当該災害の発生の日から二年以内に」を「若しくは使用していた者又は同条第六項に規定する者が、それぞれ同条第五項又は第六項に規定する期間内に」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第二十一条の三第三項各号別記以外の部分中「災害復興住宅又は」を「災害復興住宅等(災害復興住宅及び地すべり等移転住宅をいう。以下同じ。又はは、又は災害復興住宅等)に、又は災害復興住宅等に、同項第二号、第四号から第七号まで及び第九号中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に、同項第四号及び第九号中「若しくは第七項」を「第六項若しくは第八項」に、同項第八号及び第十号中「第七項」を「第八項」に改める。

下同じ。又はは、又は災害復興住宅等)に、又は災害復興住宅等に、同項第二号、第四号から第七号まで及び第九号中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に、同項第四号及び第九号中「若しくは第七項」を「第六項若しくは第八項」に、同項第八号及び第十号中「第七項」を「第八項」に改める。

第二十三条第一項中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に、「及び第七項」を「第六項及び第八項」に改める。

第二十四条第二項中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第三十四条第二項中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に改める。

第三十五条第三項中「又は第七項」を「第六項又は第八項」に、「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に改める。

第三十五条の二第三項中「第七項」を「第八項」に改める。

第三十六条中「第八項」を「第九項」に改める。

第四十九条第五号中「第六項」を「第七項」に、同条第六号中「第八項」を「第九項」に改める。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

第十六条第三号中「第六項」を「第七項」に、同条第四号中「第八項」を「第九項」に改める。

7 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第六項」を「第七項」に、「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改める。

第八条の二第二項中「第五項の下に」又は「第六項」を、「災害復興住宅」の下に「又は地すべり等移転住宅」を加え、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

8 公庫が北海道の区域内において地すべり等移転住宅の建設をし、又は当該地すべり等移転住宅の建設に附随して土地若しくは借地権の取得をし、若しくは、これらの者に対する、公庫法第十七条第六項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸当りの金額の限度は前条第二項の場合に準じて政令で定めるものとし、貸付金の償還期限については同条同項の規定を準用する。

第九条第四項中「第六項」を「第七項」に、「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改める。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、道路法の一部を改正する法律案

一、道路整備緊急措置法案

道路法の一部を改正する法律案

道路法の一部を改正する法律案

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（二級国道の新設又は改築）

第十二条 一級国道の新設又は改築は、建設大臣が行う。但し、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県知事がその工事を施行することが適當であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

第十二条の次に次の一条を加える。

（一級国道の維持、修繕その他の管理）

第十二条の二 前条に規定するものを除く外、一級国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費（国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業費（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については建設大臣が行い、その他の部分については都道府県知事がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 建設大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の一級国道

の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市を統轄する都道府県知事又は指定市の長に行わせることができる。

3 建設大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適當であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県知事に代つて自ら指定区間外の一級国道の災害復旧に関する工事を施行することができる。この場合においては、建設大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県知事が維持、修繕その他の管理を行う場合においては、その行おうとする一級国道の災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県知事は、あらかじめ災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとなす。

第十四条の見出し中「一級国道又は」を削り、同条第一項中「前二条」を「前条」に改め、「一級国道又は」を削り、「公共土木施設災害復旧事業費

国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業費（以下「災害復旧」という。）を「災害復旧」に改め、同条第二項及び第三項中「二級国道又は」を削る。

第十七条第一項中「建設大臣が行う一級国道又は二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るもの」を「一級国道の管理又は二級国道の新設、改築若しくは災害復旧に関する工事に係る管理で、建設大臣が行うもの」に改め、「第十二条」の下に「第十二条の二第一項」を加える。

第十八条第一項中「第十二条」を「第十二条、第十三条の二第一項又は第十三条」に、「一級国道又は二級国道にあつては」を「指定区間内の一級国道にあつては建設大臣、その他の一級国道又は二級国道にあつては」に改め、同項及び同条第二項中「都道府県又は」を「関係建設省地方建設局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは」に改める。

第十九条第一項中「関係道路管理者」の下に「（建設大臣である道路管理者を除く。以下本条及び第五十四条中同じ。）」を加え、「第十四条」を「第十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条」に改める。

第二十条第一項中「第十四条」を「第十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項の規定による建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は

第三項に、又はを「若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による協議が成立しない場合においては」を「第一項の規定により協議する場合においては、建設大臣以外の道路管理者その他の工作物の管理者との協議が成立しないときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により協議する場合において、建設大臣である道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、建設大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

第二十四条中「第十二条」の下に「第十二条の二第三項」を加える。

第二十七条第一項中「第十二条の規定により一級国道の新設若しくは改築を行う場合」を「第十二条の規定により一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）の新設若しくは改築を行う場合、第十二条の二第三項の規定により一級国道の災害復旧に関する工事を施行する場合に改め、「一級国道若しくは」を削る。

第三十条第一項第八号中「交差」を「交差」に改める。

第三十一条の見出し中「交差」を「交差」に改め、同条第一項中「当該交差」を「当該交差」に、「立体交差」を「立体交差」に改め、同条第四項中「第二項の規定により建設大臣及び運輸大臣が裁定をした場合又は同項の規定により建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合」を「第二項の

規定による建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合又は第三項の規定により建設大臣及び運輸大臣が裁定をした場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による協議が成立しない場合においては、」を「第一項の規定により協議する場合において、建設大臣以外の道路管理者と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しないときは」に、「申請することができ」とし、建設大臣と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しない場合においては、建設大臣は、運輸大臣とあらためて協議するものとする。を「申請することができ。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により協議する場合において、建設大臣と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しないときは、建設大臣は、運輸大臣とあらためて協議するものとする。

第三十九条第一項中「一級国道又は二級国道にあつては」を「指定区間内の一級国道にあつては」に改め、同条第二項中「道路管理者」を「指定区間内の一級国道に係るものにあつては政令で、その他の一級国道又は二級国道にあつては」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、同条第二項中「道路管理者」を「指定区間内の一級国道に係るものにあつては政令で、その他の道路に係るものにあつては道路管理者に改め、但し、」の下に「条例で定める場合においては、」を加える。

第四十四条第一項中「条例」の下に「（指定区間内の一級国道にあつては、政令）」を加える。

第四十六條に次の一項を加える。

3 道路管理者は、水底トンネルの構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第四十九條中「一級国道」を「指定区間内の一級国道にあつては国、その他の一級国道」に改める。

第五十條第一項中「二分の一を負担するものとし、」を「二分の一を負担するものとし、」に改め、「維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県が負担する。」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一級国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国及び都道府県がそれぞれその二分の一を負担し、その他の一級国道に係るものにあつては都道府県が負担とする。但し、第十二條の二第二項の規定による指定区間内の一級国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

第五十一條第二項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改める。

第五十三條第一項中「一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合を」一級国道若しくは二級国道の新設若しくは改築を行う場合又は指定区間内の一級国道の維持、修繕を

の他の管理を行う場合に、「第五十條第一項若しくは第二項」を「第五十條第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「第五十條第二項」を「第五十條第三項」に改め、第五十五條第三項を次のように改める。

8 第二十條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

第五十五條第四項中「前項前段を」前項に、「第二十條第二項」を「第二十條第三項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第三項において準用する第二十條第二項の規定により建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項において準用する同条第三項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣又は当該道路の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

第五十六條中「一級国道」の下に「指定区間内の一級国道を除く。」を加える。

第六十一條第二項中「条例」の下に「指定区間内の一級国道にあつては、政令」を加える。

第六十四條中「第三十九條の規定に基づく占用料」を削り、「収入とする。」を「収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区

分に従い、道路管理者又は第十二條の二第二項の規定により指定区間内の一級国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県知事若しくは指定市の長の統轄する都道府県若しくは指定市の収入とする。」に改める。

第七十一條第四項中「吏員」を「職員」に改める。

第七十三條第一項中「一級国道」を「指定区間内の一級国道にあつては国、その他の一級国道」に改め、同条第二項中「条例」の下に「指定区間内の一級国道にあつては、政令」を加え、同条第三項中「先取特権は、」の下に「指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては」を加える。

第七十四條第二項中「一級国道」の下に「指定区間内の一級国道を除く。」を加える。

第七十五條第一項中「当該道路管理者」の下に「建設大臣である道路管理者を除く。以下本条及び次条中同じ。」を加える。

第八十五條第三項中「都道府県知事が道路管理者である場合においては、」を「建設大臣が道路管理者である場合においては国、都道府県知事が道路管理者である場合においては」に改める。

第九十二條第二項中「第三條」を「第四條」に改める。

第九十六條第二項中「第二十七條の規定により建設大臣又は」を「第十二條の二第二項の規定により都道府県知事若しくは指定市の長が建設大臣に代つてその権限を行う場合又は

第二十七條の規定により建設大臣若しくは」に、「建設大臣又は道路管理者を」都道府県知事若しくは指定市の長又は建設大臣若しくは道路管理者に改め、同条第三項中「地方公共団体の長」を「建設大臣又は地方公共団体の長」に改め、同条第四項中「建設大臣又は」を「都道府県知事若しくは指定市の長又は建設大臣若しくは」に改める。

第九十七條中「都道府県知事」を「建設大臣、都道府県知事又は国」に改める。

第一百一條中第五號を第六號とし、第四號を第五號とし、第三號の次に次の一號を加える。

四 第四十六條第三項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行した者

第六十六條中「第二十七條」を「第十二條の二第二項又は第二十七條」に改める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(費用の負担の特例)

第二條 昭和三十三年度における指定区間内の一級国道について建設大臣の行う維持その他の管理（修繕を除く。）に要する費用については、第五十條第二項本文中「国及び都道府県がそれぞれその二分の一を」とあるのは、「国がその二分の一を、都道府県がその三分の二

を」負担とする。

(建設省設置法の一部改正)
第三條 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十三號）の一部を次のように改正する。

第十二條第一號の二中「河川」の下に「及び道路」を加える。

(道路の修繕に関する法律の一部改正)

第四條 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第百八十二號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「一級国道」の下に「（道路法第十二條の二第一項に規定する指定区間内の一級国道を除く。）」を加える。

(道路整備特別措置法の一部改正)
第五條 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七號）の一部を次のように改正する。

第四條中「道路法第十四條第一項若しくは第二項」を「道路法第十二條の二第二項又は第三項、第十四條第一項若しくは第二項」に、「道路法第十四條第一項に規定する」を「道路法第十二條の二第一項に規定する」に改める。

第六條第一項中「一級国道」の下に「（指定区間（道路法第十二條の二第一項に規定する指定区間をいう。以下同じ。）内の一級国道を除く。）」を加える。

第九條第二項中「道路管理者」の下に「（建設大臣である道路管理者を除く。）」を加える。

る。これらの規定により負担すべき負担金の額及び当該負担金に係る政令で定める利息があるときはその利息の額を合算した額とする。

（国の負担金の割合の特例等）

第五号 昭和三十三年度における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築又は修繕に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、道路法（第八十八条を除く。）及び道路の修繕に関する法律の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定をすることができる。

2 昭和三十四年度以降における前項の国の負担金の割合又は補助金の率については、別に法律で定めるところによる。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 昭和三十三年度における道路整備費の財源については、旧法第三条第二項第二号に規定する当該不足額又は同項第三号に規定する昭和三十一年度末までに納付された地方公共団体の負担金若しくは昭和三十一年度末までに支払われた地方債に係る償還金の額を、それぞれ第三条第二号に規定する当該不足額又は同条第三号に規定する当該年度の前前年度に納付された地方公共団体の負担金若しくは当該年度の前前年度に支払われた地方債に係る償還金の額とみなす。

4 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）」を「道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第 号）」に、「は、装その他の改築及び修繕」を「整備」に改める。

5 日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

6 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画等」に改め、同条第一項中「毎五箇年計画を各一期として、当該期間中の」を「六箇年間に」に改め、「道路に関する」の下に「積雪寒冷特別地域道路交通確保六箇年計画及び昭和三十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の同条の規定により指定された道路に関する」を加え、「道路交通確保五箇年計画等」に改め、同条第二項及び第三項中「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画等」に改める。

第五号及び第六号中「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画等」に改める。

第七号中「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画等」に改め、「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画等」に改める。

通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画等」に改める。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する特別措置法に基く事業費国庫補助増額の請願（第八三三三号）

一、治水事業の早期完全実施に関する請願（第八三四号）

一、地名表記訂正に関する請願（第八六二二号）

第八三三三号 昭和三十三年二月十八日受理

積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する特別措置法に基く事業費国庫補助増額の請願

請願者 福島県議会議長 河原田盛雄外六名

紹介議員 松澤 靖介君

東北地方の道路は、冬季間の四箇月は積雪寒冷のため交通と絶を余儀なくされている。ことに、春季融雪時における路盤の凍害は他地方の想像に絶する惨状で、これが修理には大きな費用を要するから、積雪寒冷地帯における道路交通確保に関する特別措置法による事業の補助率を国道においては四分の三、地方道においては三分の二までに引き上げられたいとの請願。

第八三四号 昭和三十三年二月十八日受理

治水事業の早期完全実施に関する請願

請願者 福島県議会議長 河原田盛雄外六名

紹介議員 松澤 靖介君

北海道、東北地方は戦後半減されたわが国の国土内において、主要食糧の生産地として極めて重要な地位にありながら、これが開発はほとんど放置された状態におかれ、大部分の河川は原始河川のままであり、治水施策は全く等閑に付されているから、政府においてはこの現状を直視し、すみやかに治水事業の早期完全実施を推進せられたいとの請願。

第八六二二号 昭和三十三年二月十九日受理

地名表記訂正に関する請願

請願者 東京都文京区林町九二和田克徳

紹介議員 竹下 豊次君

建設省地理調査所発行五万分の一の地図における地名に、茨城県「龍が崎」、神奈川県「茅ヶ崎」、長野県「駒ヶ根」とあるが、これは「龍ヶ崎」「茅ヶ崎」「駒ヶ根」の誤りであり、これらの「ヶ」は助数詞（接尾辞）ではなく、指定の地名である固有名称が構成されている上の不可欠の文字であつて当該市町村議会の決議によらない限り他のいかなる文字をもつても代替し得ない性質のものであるから、すみやかに適法によつて定められた正しい表記（地方自治法に基く「指定の地名」）に訂正せられたいとの請願。